

食の安全・安心フォーラム
「食品中の放射性物質対策について」
議事録

平成 24 年 8 月 29 日 (水)

愛知会場（名古屋市中区役所ホール）

消費者庁
内閣府食品安全委員会
厚生労働省
農林水産省

○司会者（消費者庁・岸）　お待たせいたしました。ただいまから、食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～を開催いたします。

私は、本日司会を務めます消費者庁消費者安全課の岸と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お配りしてある資料の確認をさせていただきます。封筒の中をごらんください。

まず、議事次第があります。資料1として「食品中の放射性物質による健康影響について」、資料2として「食品中の放射性物質の新基準値及び検査について」、資料3として「農業生産現場における対応について」、それから、アンケート用紙があります。お帰りの際に提出くださいますようお願いいたします。

そのほか、「食品安全エクスプレス」、「食品安全e-マガジン」、「消費者庁リコール情報サイト」、「消費者庁食品中の放射性物質の新しい基準値」、「食品と放射能Q&Aの冊子」、「名古屋市で実施している食品中の放射性物質対策について」、これらの資料が入っているかと思います。もし足りない資料がありましたら、お近くの係員にお申し出ください。

続いて、議事次第をごらんください。

まず、食品安全委員会事務局勧告広報課リスクコミュニケーション専門官、久保順一より、食品中の放射性物質による健康影響について約20分の講演があります。次に、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課課長補佐、林修一郎より、食品中の放射性物質の新基準値及び検査について約30分の講演があります。次に、農林水産省生産局総務課課長補佐、土居下充洋より、農業生産現場における対応について約30分の講演があります。以上の3つの講演を終えた段階で、10分間の休憩をとらせていただきます。休憩を挟んで、会場の皆様と質疑応答、意見交換を行いたいと思います。閉会は16時を予定しております。議事の円滑な進行にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、事前にいただきましたご質問につきましては、できるだけ説明の中で触れられるよう参考とさせていただいておりますが、時間の都合上、すべてのご質問にあらかじめお答えすることが難しい場合があります。説明内容に含まれていない場合には、最後に質疑応答、意見交換の時間を設けておりますので、その中でご質問いただければと思います。

それでは、まず、食品中の放射性物質による健康影響について、食品安全委員会事務局勧告広報課リスクコミュニケーション専門官、久保順一よりご説明させていただきます。

○久保（食品安全委員会）　皆様、こんにちは。食品安全委員会事務局でリスクコミュニケーションを担当しております久保と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私どものほうから、私どもが評価させていただきました放射性物質によるリスク評価の内容について、簡単にご説明させていただきたいと思います。

本題に入る前に、まず、放射線、放射能とはどういうものかということをさらっとおさ

らいという意味で、まずは説明させていただきたいと思います。

一言に放射線と言っても、いろんな種類があるということでございます。代表的なものとしてはガンマ線、ベータ線、アルファ線、3種類ほどはよく知られております。名前が違うということはものが違うということでございます。

アルファ線というのは、ヘリウムという原子の原子核が高速で飛んできているものということです。これはサイズが大きいということですので、紙1枚あれば防ぐことができる。透過できない。ベータ線、これは、普段は原子核の周りを回っている電子というもので。これが単独で飛んでくると。これは原子核よりもちっちゃいので、紙は通します。しかし、アルミニウムとか薄い金属板で防御することができるということです。

以上2つは粒子、粒の性質を持つものなのですが、それと人工的につくられる物としてはエックス線という、これは同じものですね、こういった放射線は電磁波、電波なんですね。電波という性質を持つということで、紙とかアルミニウム等は通してしまう。これを防ぐためには、鉛の厚い板とか、コンクリートでないと防ぐことができないということです。

一言で言っても、放射線と言われるものはこういったさまざまな種類のものがあると。これを体に浴びた場合も、それぞれの性質によって体に対する影響が異なってくるということですので、そういうものをまず念頭に置いて、リスクというものを考える必要があるということです。アルファ線というものは紙1枚でとれますから、外にある場合はあまり体に影響がありません。要するに外部被ばくという意味ではありません。なかなか飛んでこないということですね、いろんな物にぶつかって。ただし、食物として中に入った場合は、こういった重い大きな粒子が体の組織にダメージを与えるということで、外にいる場合と中にいる場合とでは評価が全然異なるということあります。そういう意味も含んでなかなか理解が難しいことがあると思います。

なかなか難しいところが、1つとして単位の問題がございます。代表的なものとしてベクレルとシーベルトという単位が知られておりますけれども、食品中の放射能の基準値の単位がベクレルという表示になっていますけれども、これはそのものから放射線を出す能力の強さを示しています。簡単に言いますと、1キログラム当たり100ベクレルという基準値があるとすれば、その物質1キロから1秒間に100発放射線が放出されると、そういうイメージで思っていただければと思います。

先ほど申し上げたとおり、出てくる放射線にもいろいろあるということですね。それを食べた場合、体に対する影響というのは放射性物質と放射線の種類によって異なってきます。ですから、同じ100ベクレルという単位であっても、それがセシウムなのか、ヨウ素なのか、プルトニウムなのか、といったもので体に対する影響が全然異なってきますので、ベクレルという単位で体に対する影響を直接的にはかるということはできません。それをはかるために、シーベルトという単位で見るようになっています。

ベクレルとシーベルトをつなげる係数というのがございまして、これが実効線量係数と

いうふうなものでございます。これは放射性物質ごと、それから、年齢・階層別ごと、事細かに定められております。1回食べた場合、その放射性物質が大人の場合であっては摂取後50年間、1回につき50年間影響を及ぼすものをトータルしたものの数値としてシーベルトという単位であらわすことができます。子どもさんの場合は70歳までという形で積算して出すという形になっています。

食べたベクレルから体に対する影響をあらわすシーベルトに換算する場合は、ここに書いてございますように、100ベクレルのものを1キロ食べた場合、先ほどお示ししました実効線量係数、この場合は0.000013という係数があるんですけれども、それを掛け合わせると、体に対する影響を示す値として0.0013ミリシーベルトという形であらわすことができます。この場合はセシウム137ですけれども、ここに書いてございますようにヨウ素とかセシウムとかカリウムとか、それと事細かな年齢・階層別にICRP等が定めている数値ということになっています。

この実効線量を経由することによって、どんな放射性物質を摂取しようと最終的にシーベルトという単位で見た場合は、同じ物差しで体に対する影響をはかることができるというような仕組みになっています。

もう一つ重要なポイントとしては、体への影響ですね。よく知られているのは、放射性物質というのは体の中にずっととどまり続けて悪い影響を及ぼすというイメージが先行しております。これは2種類のプロセスによって少なくなってきますけれども、1つが物理学的半減期、放射性物質といえども、エネルギーを放出するものでございますので、どんどんその能力が弱まってきます。その能力が半分になるときを物理学的半減期というふうに言っております。これは物によって異なります。事故直後、いろいろ問題がありましたヨウ素131というものは半減期が8日間ですので、現在のところ、体に対する影響というのは全く考えなくてもいいというふうになっております。セシウム137は30年という長きにわたってありますし、もっと長いものであれば、億年単位というものもあります。こういった自然にエネルギーを放出してなくなる時間というのが物理学的半減期。

それが体の中に入った場合、例えばセシウムが30年間居続けるのかというとそうではなく、セシウムといえども1つの化学物質というふうに見ることができますので、いろいろな代謝という能力で外に排出されます。これが生物学的半減期というふうに言われるものでございます。放射性セシウムの場合は、代謝が早いほど早く出るということでございます。というので、年が若いほうが多い、年をとつてくるとだんだん遅くなるということでございますけれども、いずれにせよ、この30年という物理学的半減期よりも速やかに排出され、体に対する影響が少なくなってくるというようなプロセスを経るということでございます。先ほどお示しました実効線量係数というのは、こういった物理学的半減期、生物学的半減期も考慮した値になって定められております。

もう一つ、内部被ばくと外部被ばく。イメージとしては、内部被ばくのほうが体に対するダメージが大きいというイメージがあるかとは思います。それを含めて、先ほど示しま

した実効線量係数、これはどの臓器にたまりやすいのか、どういうプロセス、時間的な速さで体から排出されるのか、それと、その放射性物質が出てくる放射線の種類と組織に対するダメージ、それと年齢、そういったことをすべて加味した上で実効線量係数というのを定められておりますので、これを掛け合すことによって、内部被ばくによる影響をシーベルトであらわしています。外部被ばくの場合は、時間当たりの空間線量と、そこで何も防護せずに立っていた時間を掛け合わせて、これもシーベルトという単位であらわすことになっておりますけれども、同じシーベルトという単位であらわした場合、内部も外部も同じ物差しで見ることができると、こういった国際的な仕組みになっているということです。内部の場合は、食べることによっていろんなファクターが出てくるんですが、そういうものを実効線量係数というのを掛け合すことによってシーベルトという単位であらわし、外部被ばくの場合は、時間当たりのシーベルトにいた時間を掛け合わせて、最終的にシーベルトという単位であらわすと。最終的にこの同じ単位で見た場合は、内部も外部も同じ影響の強さ、大きさではかることができるというような仕組みになっています。

幸いなことに、今回の事故にかかわる食品中の放射線レベルというのは非常に少ないものというふうにはだんだんわかってきました。こういった低レベルの放射線、放射能に關したときの体に対する影響というのは、どうしてもとからある自然放射線のレベルに比べてどれだけ上乗せされるのかということを見ないと、そのリスクの大小というのはしっかりと把握することができません。

事故前から、私ども日本人、平均ですけれども、いろんな形で年間約 1.5 ミリシーベルト相当の被ばくをしているということが知られています。これは、外部もあれば内部もあると。食品からも 0.4 ミリシーベルト相当の被ばくを毎年受けているということが知られてございます。これはあくまでも日本の平均でございますけれども、日本の中でも国土はいろいろありますけれども、国内でも最大 0.4 ミリシーベルト相当、強いところもあれば弱いところもあるということですね。これは地域差と言われているものです。あと、食品の 0.41 というのはあくまでも平均値ですので、それはいろいろ幅がある数字というふうにご理解していただければというふうに思います。

食品中に含まれている放射線物質で代表的なものというのは、カリウム 40 というものが知られてございます。カリウムというのは、私どもの必須の元素、なければ死んでしまうという物質でございます。一瞬どきっとされるかもしれませんけれども、カリウムリッチなものには同じように放射性物質も含まれているということです。例えば干し昆布であれば、キログラム当たり 2,000 ベクレル相当の放射能を有すということになります。これはあくまでもカリウム 40 のベクレル数なんですけれども、セシウム相当に直しますと、約半分の強さというふうにイメージいただければわかりやすいのかなというふうに思います。それでも 1,000 ベクレル相当の放射能を有しているということです。いろいろご心配されて、放射性物質を一ベクレルでもとりたくないというお気持ちはよくわかりますけれども、我々はこういうものをとるのが前提で、我々はこうやって進化してきたということをぜひ

ご理解していただきたいなというふうに考えます。

放射線に対する体の影響でございます。2種類、一応今、考えられているということですね。1つは確定的影響、これは比較的高い線量で見られるものであり、被ばくする量を少なくすると、ゼロではないある一定のレベルで全くその症状が出てこないポイントがあるというふうに分類されるものです。これは急性被ばくによる永久不妊とか、そういうもので知られているんです。それ以下であれば影響なしということで、いわゆる閾値があるということでございます。

もう一つは確率的影響、これはなかなか理解が難しいんですけれども、発症の確率が線量の大きさとともに増えてくると、確率が増えてくるということでございますね。先ほど申し上げたように、代表的なものとしてはがんがあるんですけども、がんになる要因というのは、要はDNAが傷つけられて異常に細胞分裂がどんどん進んでしまうということでございます。先ほど申し上げたとおり、我々を構成する物質から放射線が飛んでいる中、細胞分裂をし、命をつなげているという事実がございます。そういうことが起こらないようしつかりと、もともと生体には防御システムがあり、それをくぐり抜けたごくわずかなケースががんになってしまうということで、これは確率的なものではかるしかないということです。

一般的にがんになる要因はいろいろございますけれども、1つは喫煙というのが出てきます。でも、個々の事例から見ますと、相当ヘビースモーカーの方でも全然元気な方もいらっしゃいますし、全然たばこを吸わない方も肺がんになってしまうというケースも個別的には見られています。ですので、これは大きな集団でそういう傾向があるとしか言えないようなものであり、なかなか白黒をはっきりするというのは難しい場合ということになってきます。

ここら辺から我々の評価の内容に入ってきています。私どもは食品安全委員会、あまり聞きなれない組織かもしれませんけれども、平成15年に設立した比較的新しい組織でございます。これはBSE問題を契機にして、それ以降、リスク評価とリスク管理を分けてしつかりと独立してやりましょうというような考え方で設立された組織でございます。私どもの職務としては、食品中の有害物質を食べることによってどうなるかということを科学的知見、客観的、中立公正という立場で評価し、その内容をリスク管理機関である厚労省なり農林水産省のほうを介して、その中でそれぞれの個別のルールをつくっていただくというような形で役割分担をさせていただいているところでございます。今回の放射性物質についても、その役割分担の中で評価をさせていただいたということです。

ただし、今回は突然起ったことでございましたので、先に厚労省さんのはうが暫定規制値を設置し、後追いでその内容について、そして、非常時、平時間わず、放射性物質に対する健康影響評価をやってくださいということで、先に緊急取りまとめというのを3月29日に行い、その後、10月27日に評価の本体ということを取りまとめて結果をお返しし、それを受けける形で今の新しい基準値が設置されたという形になっています。そのもとにな

ったものについては、こういった観点で評価をさせていただいたということでございます。

評価のプロセスでございますけれども、放射線に関する文献、約 3,300 ほど当たりました。いろいろな国際機関の論文もあれば、そのもとになった個別の論文報告書等もございます。その中で一番重要なファクターといたしましては、被ばく線量の推定が信頼できるものであるのか、そもそもこの方がどれくらい被ばくした結果、要するにがんになって亡くなってしまったかということですね。その線量がはっきりしているもの。

それともう 1 つは、がんになる要因というのは放射線だけではございません。いろんな生活習慣とか飲酒、喫煙、いろんなファクターが絡み合って発がんという形になってきますので、そういった別のファクターが適切に除去されているかどうかということも重要なポイントとして見させていただきました。あともう一つは、本来、食品由来の内部被ばくについて評価をするんですけれども、それにぴったりと合ったような論文、データというものはほとんど見つからなかったということでございますので、外部被ばくを含む疫学データというのもも使わせていただきました。

もう一つは、これもちょっと難しいかもしれませんけれども、国際的な放射線に関する防護管理機関、ICRP 等が代表的なんですけれども、そこで一般的に用いられているモデルが、こういった放射線というのは、ゼロにならない限りはある程度体に対する影響を及ぼすものだという前提でいろんな勧告等が行われております。しかし、低線量、100 ミリシーベルト以下の部分につきましては、ほんとうにこういう形で直線性があるかどうかにつきましてはわからない、科学者の中でも意見が統一されないということでございます。科学者の中では、低線量域のほうがより悪い影響を及ぼすのだという説を持たれる方もいらっしゃいますし、ある程度下になれば体の防御システムが働いて影響がないという、閾値があるという説をお持ちの方、逆にごく低線量であれば体にプラスするんだという説を持たれている方、これはまだ科学的に一致しておりませんので、私どもとしてはこういったモデルを直接的に引用するわけではなく、被ばくした人々の実際のデータを直接検討させていただきました。こういうモデルがある前提では検討していないということでございます。

その中で、参考にさせていただいた代表的なデータでございます。1 つは、日本の場合は自然放射線の量は 1.5 というふうに申し上げましたけれども、世界的に見るとその何倍も高い地域のところがありまして、そこで何世代何万人の方も暮らしております。これはインドの例でございますけれども、トータルの累積線量が 500 ミリシーベルト以上で暮らしている方についてのデータなんですけれども、そういったところで暮らしている方を見ても、発がんリスクの増加が見られなかつたという報告がございました。あと 2 つは、残念ながら我が国のデータでございます。広島、長崎の被ばく者です。

1 つは、白血病による死亡リスク、被ばくした集団と被ばくしていない集団を直接的に比較したところですね。200 ミリシーベルト以上で白血病による死亡リスクが上昇した、しかし、200 ミリシーベルト未満であれば差はなかつたという報告がございます。

もう一つは固形がんでございますけれども、これは、被ばくした方々を、ゼロから 125 ミリシーベルトを 1 つの集団と見たときに、その集団の中で被ばく線量とそのリスクがどういう関係になっているかというふうに見たところ、被ばく線量が増えるとリスクが高くなるということが、ゼロから 125 の集団であれば統計的に確かめられた、要するに直線性が見られたということでございます。ところが、同じ集団を、上限を 125 から 100 に落としたところ、今まで直線的な関連性が見られたものがランダムになってしまって関連性が見られなくなってしまったということで、そういう論文がございました。いろんな数字が出てきてございますけれども、現時点での科学的知見で一番厳しい値ということで、100 というような数字を私どもは採用させていただいたところでございます。

もう一つ、皆様が関心の高いところではございますけれども、小児、胎児に関するデータでございます。これは、別途チームを立ち上げて精力的に収集させていただきました。

その中で、チェルノブイリ原発関係の事故であった報告で、5 歳未満であった小児に白血病のリスクが増加した、もう一つは、被ばく時の年齢が低いほど甲状腺がんのリスクが高いというような報告がございました。ところが、残念ながらこの論文につきましては、この子がどれくらい被ばくしたかというところがどうしてもはつきりしなかったということでございます。

ご承知のとおり、チェルノブイリの事故があったのはソビエト連邦時代でございましたし、その後、本格的に調査に着手されたのはかなり後世になって、その当時の子どもさんにインタビュー方式で、当時どこでどういうふうに、何をしていましたかというような形の被ばく量推定でございますので、どうしてもはつきりし得ないファクターがございまして、これを直接的に採用して私どもの評価に反映することは残念ながらできませんでした。

胎児の影響でございますけれども、これは比較的高いレベルから出てくるということが知られてきてございました。

まとめますと、私どもの評価といたしましては、放射線による影響が見出されるのは生涯の追加の累積線量、一生涯のトータルの累積線量がおよそ 100 ミリシーベルト以上からと、これは自然放射線による被ばくとか、レントゲン等による医療被ばく等は除きます。ただし、小児の期間については感受性が成人より高い可能性があると、ここは具体的な数字をあらわすことはできませんでしたけれども、管理側で何らかの配慮をしていただきたいというふうな内容になります。100 ミリ未満はどうなのかということでございますけれども、これははつきり言ってグレーゾーンということです。これは、これぐらい低くなつてくるとほかの発がん要因が表に出てきてしましますので、どれが放射線によるものかという切り分けができるないということでございますので、100 ミリ未満の部分については、あるともないともはつきりと言えないというような非常に歯切れの悪い内容になってございます。

およそ 100 ミリという意味合いでございますけれども、これは、101 が危なくて 99 が安全だというような境目、閾値ということではございません。これをベースにして、管理機

関のほうで適切な管理をしていただくためのベースとなる値ということです。このベースとなるのは、実際我々が今どれぐらいの食品から被ばくしているかということを兼ね合わせて、このベースを考え合わせて、基準値をつくるもとにしていただきたいというような位置づけのものでございます。

非常に早口でわかりにくいご説明でございましたけれども、食品安全委員会の説明は以上とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○司会者（消費者庁・岸） 続きまして、食品中の放射性物質の新基準値及び検査について、厚生労働省医薬食品局食品安全企画情報課課長補佐、林修一郎よりご説明させていただきます。

○林（厚生労働省） 皆さん、こんにちは。厚生労働省から参りました林と申します。

今日は、食品中の放射性物質の新基準値と、それから、今の検査体制について、厚生労働省のほうからご説明をしたいと思います。

今日の話の流れですけれども、まず、食品中の放射性物質の基準値がどのように設定されているのか、今の食品安全委員会からの話とも絡めながらご説明をいたします。次に、今の検査体制の状況、放射性物質に対してどんな検査を行っているかをお話しします。そして、検査で基準値を超えるような食品が出てきたときに、どのような取り扱いをしているのかということをご説明したいと思います。残った時間で、今の検査値が実際どうなっているかということにも触れようと思います。

まず、食品の放射性物質に関する基準値の話です。

原発事故の直後、原子力安全委員会が示した指標値を23年の3月17日に、震災後、速やかに暫定規制値として厚生労働省が設定をしました。これは、事故後の緊急の対応として定めたものですけれども、その後、食品安全委員会の評価を受けまして、そして、厚生労働省の中での審議会、専門家の皆様のご意見をよく伺いながら、また、パブリックコメントとして皆様方のご意見も伺いながら、新しい基準値がこの4月から施行されました。

さて、この基準値ですけれども、それまでの3月までの暫定規制値に適合している食品も、一般的には健康への影響はない、安全なものだというふうに評価をされてきたわけですが、さらに長期的な観点から、より一層食品の安全、安心を確保するために、新しい基準を設定することにしました。

その一番大もととなっている考え方は、食品から受けることが許される年間の線量、放射線の量を、5ミリシーベルトから1年間に1ミリシーベルトに引き下げるということです。この1ミリシーベルトという年間の線量をもとに、これを毎日食べる食品に当てはめていったときに、食品ごとの基準値というのが出てくるわけですけれども、飲料水は1キロ当たり10ベクレル、牛乳、乳児用食品は50ベクレル、そして、一般食品は100ベクレルと、こういう設定をしたわけです。これについて、この後、詳しく見ていきたいと思い

ます。

まず、この4つに食品を区分したというのはどうしてかということです。

まず、飲料水は1キロ当たり10ベクレルという基準にしました。その理由は、やはり第一に、すべての人が、たくさんの水を飲れます。1日2リットルぐらい平均で摂取をされていて、量が非常に大きいということ、そして、WHOが指標値として、水については10ベクレルという数字を示しているということ、そして、第3に、水道水中のセシウムは泥と一緒に沈着しますので、浄水場でかなりきちんと除去できるということがございます。こうしたことから、飲料水は10ベクレルという1つの基準をつくりました。そして、次に乳児用食品、牛乳ですけれども、食品安全委員会が、お子さんについては感受性が成人の方よりも高い可能性があるので注意をしてほしいというような指摘をされていましたので、子どもの摂取量が多い乳児用食品、それから、牛乳については別のカテゴリーを設けました。そのほかの食品は、一般食品として一くくりの区分にしました。こうしたことから、4つの区分が設けられています。

次に、基準値の根拠、年間1ミリシーベルトという考え方ですとお話をしましたけれども、なぜ1ミリシーベルトという数字が採用されたかということです。

これは、1つ目に、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会という国際的な組織がありますけれども、ここの指標では年間1ミリシーベルトをもとに基準値を設定するということを提示しています。なぜかといいますと、1ミリシーベルトというのは非常に低い値であって、これより厳しい措置を講じたとしても、ほんとうに人間に影響を及ぼす線量の低減ということは達成できないと、これ以上厳しい措置を講じる必要はないということを言われておりますし、これに基づいて1ミリシーベルトという指標が定められています。

もう一つは、どんな食品の規制でもこういった考え方を用いているんですけれども、合理的に達成可能な限り低く抑えるという考え方があります。これまでのモニタリングの結果で、多くの食品からの放射性物質の濃度、時間の経過とともに相当程度低下してきてまして、この1ミリシーベルトという指標に基づいて基準値を設定しても、長期的にきちんとそういった食料を確保でき、合理的な方法で管理ができるという見通しが立ってきたということがあります。先ほど食品安全委員会から、100ミリシーベルト未満の低い線量による放射線の影響というのは科学的に確かめることができないくらい小さいものであるという趣旨のご説明がありましたけれども、こういった評価とも合致しているというものですね。

次に、よく質問を受けることですけれども、原発ではいろんな放射性物質が出てきたはずなのに、どうして放射性セシウムだけで基準値を設定しているかということをご説明します。

実は、新しい基準値を定めるに当たっては、放出された核種、いろんな放射性物質の中できまざまな核種を考慮しています。具体的に考慮しているのは、半減期1年以上、すな

わち長期的に影響があるような核種をすべて対象としています。そういった核種としては、セシウム、ストロンチウム、プルトニウム、ルテニウム、こういったものがありますので、これらについてすべて考慮しています。ただ、セシウム以外の核種というのは、測定に非常に時間がかかります。セシウムでも 30 分、1 時間かけて測定しますけれども、それ以外のものは何時間から何日という時間がかかります。こういったことから、個別の基準値を設けなくても、放射性セシウムの基準値が守られれば、上記の核種の線量の合計が 1 ミリシーベルトを超えないようにということで計算をしています。

実際どうやっているかというと、さまざまな核種からの影響を 100 としたときに、放射性セシウム以外からの影響というのは多く見積もっても 12 ぐらいであると、そういうことから、放射性セシウムの分が 88、それ以外のものは 12 というぐらいの影響があるということを使って放射性セシウムの基準値を設けています。したがって、セシウム以外の影響も計算に含めた上で、セシウムを代表として、指標として用いているということになります。

次に、年間 1 ミリシーベルトという指標から、一般食品 1 キログラム当たり 100 ベクレルという基準値を導いているわけなのですけれども、この設定について、少し詳しくなつてしまいますが、ご説明をしたいと思います。

計算をしているときの前提として、先ほどお話ししたように、飲料水は 10 ベクレルという基準にしています。これで 1 日 2 リットル飲んでいくと、飲料水だけで線量としては 1 年に約 0.1 ミリシーベルトという線量を割り当てることになります。それから、もう一つの仮定として、国内産の食品がすべての流通食品に占める割合が 50% ぐらいあって、そして、国内産の食品はすべて基準値、上限の放射性物質を含むという仮定で基準値を導いています。計算の過程は食品安全委員会でご説明された式と同じでして、体に浴びる線量、ミリシーベルトと、それから、食べる食品中の放射性物質の 1 キログラム当たりのベクレルという数字は、一定の式で換算することができます。例えば、13 歳から 18 歳の男性であれば、全体の 1 ミリシーベルトから飲料水の線量を引いた約 0.9 ミリシーベルトを年間の食品の摂取量で割って、そして、係数を含めた上で、100 ベクレルに近い値が計算されているということになります。

今、申し上げたような方法で、年代ごとに 1 ミリシーベルトを満たすためにはどれだけの放射線物質を、何ベクレル以下の放射性物質を含むような食品でなければならないかということを計算していきました。この数字を限度値というふうに呼ぶことになると、一番たくさん食品を食べる 13 歳から 18 歳の男性で 120 ベクレルでした。それ以外の年齢では少しだけ違った数字になっていますけれども、一番小さい、一番厳しい値になるこの方々の数字をさらに切り下げる、厳しいほうに、安全を見て、切り下げて 100 ベクレルという数字を設定したわけです。どの年齢の方にとっても考慮した基準値としています。

また、見ていただきたいのは、ほんとうは食品の摂取量も少なくて、また、代謝も活発な小さな方というのはもう少し余裕があるわけですけれども、そういった方々にも実際の

考え方よりは何倍か厳しい基準値を設定するということで、乳幼児にとってはより大きな余裕があるという設定になっています。さらに、牛乳や乳児用食品、こういったものについては、子どもへの配慮の観点から、この 100 ベクレルの半分、一般食品の 100 ベクレルの半分の 50 ベクレルを基準値にしています。乳児用食品、牛乳、実際どんなものが含まれるのかということは資料にお示しをしていますので、後ほどごらんいただければと思います。

さて、ちょっと話が細かくなってしまいますけれども、製造した食品、特に乾燥した食品なんかをどうやって放射性物質の量をはかればいいですかというご質問をよく受けます。食品にはさまざまな形態のものがありますけれども、原材料でも、製造、加工された状態でも、基準値を満たしていただきたいというのが基本的な考え方になります。ただし、実際に食べる状態の安全を確保するということが重要ですので、一部の食品では実際に食べる状態を重視して、乾燥キノコのようなものであれば水戻しを行った後ではかってくださいと、そういった取り決めをしています。

もう一つ、具体的な運用ですけれども、幾つかの食品では暫定規制値を適用する経過措置期間を設けました。米、大豆、こういった一年一作の農作物では収穫期が終わるまで、米はこの 9 月まで、大豆は 9 カ月間、経過措置を適用しています。また、牛肉についても、冷凍のものもたくさんありますので、6 カ月間の経過措置を置くということにしています。

さて、もとの基準値の設定の話に戻って、先ほどお話しした計算の話を、ちょっと難しくなってしまったので、逆から説明をしたいと思います。

グラフは、もし、仮にすべての一般食品の 50%、乳児用食品などの 100% が基準値上限まで汚染されていた場合、つまり、すべての食品が、例えば一般食品であれば 100 ベクレルの放射性物質を持っているという場合に、これを 1 年間摂取した場合の線量をあらわしています。1 日、人は大人であれば 2 キロぐらい食べ物を食べていきますので、そのうちの 50%、1 キロが基準値上限まで汚染されているとして、そういった食物は毎日食べますから、三百数十キロ食べたとして、そのときに、食品が体内にある間にどれだけの内部被ばくを受けるかということを積み上げていくと、一番大きい 13 歳から 18 歳の男性でも 0.8 ミリシーベルトということで、設定のときの前提とした 1 ミリシーベルトを下回ることになります。特に小さなお子さん、1 歳未満のお子さん、あるいは 1 歳から 6 歳のお子さん、こういった方々であれば 0.3 から 0.4 ミリシーベルトということで、大人の半分ぐらいということになります。新しい基準値を守っていただければ線量は 1 ミリシーベルトの範囲におさまりますし、さらに、乳幼児の方々については、より安全側に余裕を持っているということがおわかりいただけるのではないかと思います。

ここまでが理論上の話ですけれども、実際の食品をはかってみるとどうなんだろうかということを次にお話をします。

昨年の 9 月と 11 月に、平均的な食生活での放射性物質などの摂取量を推計するために、東京と、それから、被災地に近い宮城、福島で流通している食品を実際に購入して、調査

を実施しました。このような調査をマーケットバスケット調査というふうに呼んでいます。宮城や福島では食品を購入するときに、できるだけ地元産のものを選んで買いました。

グラフの紺色のところが、そこで購入した食品を1年間食べ続けたと仮定した場合の、今回の原発由来の放射性セシウムによる線量をあらわしています。そこでの食事を1年間続けて、東京では実際には0.003ミリシーベルト、1ミリシーベルトの1,000分の3ぐらいの線量であるということ、宮城では0.0017、福島では0.0019ということで、1ミリシーベルトの100分の2ぐらいの線量であったということです。

一方で、このオレンジ色の部分なのですけれども、同じ食品で、原発由来ではなくて天然の放射性物質を計測しました。天然の放射性物質にもいろいろありますけれども、ここではカリウム40という、先ほどのご説明にもありましたけれども、カリウムに含まれる放射性物質を測定して、そこから1年間でどれくらいの被ばくをするのかということを推計しました。そうすると、大体どこで測定をしても0.2ミリシーベルトぐらいであって、また、ある程度バリエーション、差もあるということがわかりました。

したがいまして、放射性セシウムから受ける線量、実際のこの青い線量というのは基準値の設定の1ミリシーベルトよりももちろん小さいですし、そして、また、自然界に存在して、もともと食べている天然の放射性物質からの被ばく量と比べても非常に小さい値であったということがわかりました。

これは、比較できるように日常生活を通じた線量をあらわしたものです。食品安全委員会からの説明にもありましたように、私たちは日常の生活の中で、宇宙から、あるいは大気から、そして食品から、平均で年間1.5ミリシーベルトぐらい被ばくをしています。一方で、食品からの線量、今100分の2とか、あるいは東京で1,000分の3ミリシーベルトといった数字がありましたけれども、食品からの放射性セシウムによる被ばくは日常生活における放射線の被ばくの中で、そういった線量の中で非常に小さい値であるということがわかりましたということでございます。

ここまでが基準値の設定の話です。この後、検査体制の話をしたいと思います。

原発の事故の直後から、さまざまな食品の検査を検査計画に基づいて行っていただいている。地方自治体に検査をしていただいて、国で取りまとめているわけですけれども、これまでに22万件ぐらいの検査を行ってきました。実際に規制値、基準値を超過しているのは、ここにもありますように2,400件ぐらいということなんですけれども、検査のやり方を詳しくご説明したいと思います。

国が検査を、ガイドラインを示して都道府県に実施していただいている。対象の品目であるとか検査の頻度、こういったものを示しています。放射性物質の検査を行うときには、食品をすり潰して、1キロとか、あるいは数百グラム、すり潰したり刻んだりして、そして、また検査機の中に30分とか1時間とか長い時間をかけて検査をしていきます。すべての食品を検査してほしいというご要望、たくさん伺っていますけれども、なかなかこれは食品を実際潰してしまうのですし、また、時間もかかりますので、残念ながらそ

するわけにはいきません。このために、検査は、基準値を超えるおそれがあるものを重点的に行うということをしています。対象となる品目としては、これまでに基準値を超えたような品目、それから、皆さんがあなたがたくさん召し上がる摂取量の多い品目、そして、出荷制限がこれまでに解除されたような品目、あと、さまざまですね。そういったことで、やはり一番気になるところをしっかり検査をするという考え方でやっています。

それから、検査の対象の地域ですけれども、放射性物質の地域的な広がりを把握するために、その県で、さらに県の中で区域を分けて実施する必要があるというふうにしています。このガイドラインに基づいて、各自治体、各都道府県ごとに、そこでつくられている品目を考慮して検査をしているということになります。

もっと具体的に見ていきますと、まず、左側のこの7つの県、福島、岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉、これが一番重点的に検査を行っている県です。過去に複数の品目で出荷制限が行われた、そういう対象となった自治体ですので、一番重点的に検査をしています。その中でも比較的高い放射性物質が検出された市町村では、種類ごとにたくさんの検体の検査をしていただいている。それから、右側は、過去に単一の品目で出荷制限となった県や、あるいは隣接する県ということで、そういうところでも市町村ごとの状況や、それから作物ごとの状況を考えて、検体の数を決めて検査をしていただくということをしています。それぞれの県の中で、1キロ当たり50ベクレルを超えるような放射性セシウムが検出された地域とか、対象品目の主要な産地では頻繁な検査をしていただくということになっています。

また、牛肉とか牛乳、こういったものは、どのような牧草やえさを食べさせるかといったように、飼養管理というふうに呼びますけれども、えさの影響を大きく受けますので、これも定期的に密な検査をしていただくようにしています。また、水産物も1キログラム当たり50ベクレルを超えるような放射性セシウムが検出される品目について、週に1回程度検査をするようにということでお願いをしています。

実際の検査ですけれども、2つの機械の種類があります。1つは、ゲルマニウム半導体検出器というもので、これは精密な検査、実際にセシウムが何ベクレルといったことがきっちりわかる検査ができます。それから、2つ目に、NaIシンチレーションスペクトロメーターという少し短時間で検査ができる機械なんですけれども、こちらのほうは、数字は出てくるんですけども少し不正確なので、100ベクレルを超えているか超えていないかといったことをスクリーニング、軽く検査するために用いている、こういう検査の機械です。測定の流れ、先ほどお話ししましたけれども、食品を切り刻んで、そして、この鉛の箱に包まれた機械に入れて、そこで30分、1時間おいて検査をすると、それをコンピューターで分析をして、セシウムあるいは核種ごとの放射性物質の量を出すということをしているわけです。

さて、こうした検査を行って、もし、基準を超えた場合にどうするかということですけれども、3つのステップがあります。同じことなので次のスライドで説明しますけれども、

まず、その食品が 100 ベクレルを超えていたら、その食品自体は食品衛生法に反するということで出荷できない、これは廃棄することになります。また、その食品が、たまたまとということではなくて、その地域で広がりを持って基準値を超えているという場合には、この法律に基づいて、出荷制限と呼んでいますけれども、出荷をとめて、その地域、市町村からは出荷できないというような措置を講じることになっています。それで、また、さらに著しく高い値が確認された場合には、出荷できないだけではなくて、家庭菜園のもの、あるいは自分で栽培したもの、とってきたものについても食べないでくださいということでストップをかけるということになります。一旦この制限が行われると、解除するときには一定のルールが必要として、市町村当たり 3 カ所以上、基準値以下といった基準を満たさないと解除ができないということになります。

これまでのところで出荷制限の対象となっている食品ですけれども、現在では山菜類であるとか、それから原木のシイタケ、それから、あと魚、海の底に近いところに住むような魚であるとか川魚であるとか、こういったものに絞られてきています。幾つかのもの、こういったところに書いてありますけれども、過去に出荷制限がかかって、その後収穫期を迎えていないので解除できていないものが幾つかありますが、太字のところを中心に見ていただきますと、今、申し上げたような品目が中心になっています。

各自治体などで行っています検査の結果については、厚生労働省で毎日取りまとめてホームページで公表しています。20 万件あまり検査をしてきてますけれども、このデータはすべて厚生労働省のホームページで見ていただけるようになっています。また、毎晩、報道発表をして、これも毎晩、ホームページに掲載しております。

実際の検査のデータを少し見ていただこうと思います。去年の 3 月から今年の 6 月までどんな推移であったかということです。青地が福島県内の測定値の平均、そして、赤地で描いてあるのが福島県以外の測定値の月ごとの平均です。左端が昨年の 3 月、そして、右端が今年の 6 月ということになります。スケールがそれぞれ違っているのですけれども、一般的の野菜、最初、非常に検出が多くて懸念されたんですけども、その後、ずーっと減ってきています。スケールを大きくしてここを 500 ベクレルとしても、今はかなり減っています。黒で描いてあるものは標準偏差といって、検査値のばらつきの大きさを示しているものです。キノコなんかは秋がどうしても収穫が多いので、秋に大きくばらついたデータが出ていますけれども、全体的には出ている数値というのは減ってきています。ほかの野菜、果実等についても同様であろうかと思います。

次のページは、牛肉がまずありますけれども、汚染された稻わらが出回ってしまった時期、非常にご心配をおかけいたしましたけれども、その後しっかりと管理がされていまして、今では、その数字、非常に小さなものになっています。牛乳も同様であります。それ以外の肉はスケールが非常に小さくて、ここでも 200 ベクレルですけれども、検出される数字というのは非常に小さなものになっています。穀物については、秋が収穫時期でありまして秋のデータがほとんどでございますが、今年しっかりと検査をしていくということにな

ります。

まとめになりますけれども、こういったことで基準値を設定し、検査をし、そして、基準値を上回っているときには出荷をとめると、こういう対策をすることで、皆様方に安全な食物をお届けする、そういった仕組みについてご説明をさせていただきました。

今、お話ししたお話も含めまして、詳しい情報は厚生労働省のホームページでご案内しております。「食品 放射能」と検索エンジンに入れていただけるとトップに出るようになっています。その他、検査体制等についても、国としてできるだけの支援をさせていただいて取り組みたいというふうに考えています。今日はご清聴ありがとうございました。

○司会者（消費者庁・岸） 続きまして、農業生産現場における対応について、農林水産省生産局総務課課長補佐、土居下充洋よりご説明させていただきます。

○土居下（農林水産省） 皆さん、こんにちは。農林水産省生産局総務課の土居下と申します。よろしくお願ひいたします。皆さんもうお疲れかもしれません、あと30分ばかり、農業生産現場の対応につきましてご説明いたしますので、おつき合いのほどよろしくお願ひしたいと思います。

私の今日のお話でございます。まず、第一に、農林水産省の対応の基本的な方針につきまして簡単にご説明いたします。それから、その後に、各品目の対応、特に品目ごとのこれまでの調査結果を、先ほどの厚生労働省の林さんのお話と少し重なるところはございますけれども、もう少し丁寧に見ていきまして、また、それぞれの品目につきまして、生産現場でどのような取組をして放射性セシウム濃度を抑えようとしているか、そういったことをご紹介していきたいというふうに思います。

早速説明に入りたいと思います。

農水省の対応の基本的な方針、当たり前のことではございますが、国民の皆様に安全な食品、まさに厚生労働省のほうで設定された基準値を下回る食品、これを安定的に供給していくということが使命だと考えてございます。そのために、いろいろな関係の都県、厚生労働省さんと連携しながら、検査を始め、また、生産現場での取組、そういったことにつきまして進めていっているというところであります。

まず、お話に入る前にちょっとご紹介しておきたい点でございます。もう皆様ご承知の方も多かろうとは思うんですけども、どういった形で農産物の汚染があったかということでございます。

左側の図ですけれども、事故のまさに直後のことではありますけれども、要は原発事故の水素爆発によりまして放射性物質が大気中に放出されたと、それがちりとか雨とかと一緒にになって落ちてきたということではありますが、ちょうどそこに生えていた葉物の野菜、例えばホウレンソウとかそういった野菜、それは葉っぱをまさに上に広げていて、こういっ

た上から落ちてくるものを受けやすい状態にありました。そういったことから、事故の直後には放射性セシウムだけじゃなくて、ヨウ素も非常に高い濃度で検出されたものがありました。これが事故直後の野菜であります。

右側はちょっと違うのですけれども、果樹とかお茶とか、いわゆる木のようなもの。あと木ではないんですけれども、例えば原木シイタケですとか、あるいは麦、麦もちょうど生えていて葉っぱを広げていた、そういうものは、降下してきたものが樹木ですから要是体にくついた。体にくついたものがやがて体の中に浸透していくって、それが成長する過程で実のほうに転流していったということがわかっておられます。そういうことで、時間差がややあって、お茶の時期に、新茶の時期になってお茶から放射性セシウムが検出された、あるいは梅とか桃といったものから検出された、そういうことがありました。こういったことが果樹とかお茶で起きたことであります。

右側はもうちょっと後の話でありますて、例えば春以降、6月ぐらいになってきますと、大気中から放射性セシウムが降下してくるということはもうありませんでした。それよりも後にも作付けた、例えば米ですとか、その後に作付けた野菜、そういうものにつきましては土が汚染源になっていて、土からそういうものの、放射性物質を吸い上げたと、そして汚染が見られたという、そういうことがあります。

後でデータでご紹介いたしますけれども、右側のほう、土から根でもって吸収したというようなことにつきましては、頻度としてはまれであったと。左側に比べてやや右側になってきて、時期が経つにつれて放射性セシウム濃度が抑えられてきているということがデータから読み取れるということでございます。これは、またこれからご紹介したいと思います。

品目ごとにご説明をいたします。

まず、野菜、茶、果実。お米以外の農産物を最初にご説明したいと思います。

このグラフをごらんいただければと思います。

まず、左側の野菜のグラフ、これは3月から6月、まさに大気中から落ちてきたものが影響して葉っぱで受けとめた、そういうものがあった時期でございます。これは、17都県の検査の結果、全部で3,501点ありますけれども、100ベクレル以下のものが3,138点、大部分が大丈夫ではあったわけですけれども、高い濃度、500以上も134点といったことがありまして、幾らか事故直後には放射性物質の濃度の高いものが見られたということです。

真ん中の7月以降、こちらになりますと、100ベクレルを超えるものがぐっと減ってきているということがおわかりいただけるかと思います。検査の点数自体は3,500点から8,500点程度と大幅に増えてはいるんですけども、100を超えるものというのはぐっと減ってきていて、土からの移行というのは小さかったということがわかります。

同様に右側、これは大豆なんですけれども、同じように100ベクレルを超えるものというのは少なかったという結果がありました。そうは言いながらも、100以上を超えるもの

があったということではあります。

次のページが、体に一旦落ちて、それが実に回っていったというような作物であります。一番左側が麦。麦につきましては、100 を超えるものが少ないですけど幾つかございます。果実につきましては、やはり先ほどの野菜の7月以降に比べますと、点数が100を超えるものが多いということがわかつていただけるかと思います。お茶は、これを見ますと何かこう非常に汚れているかのような、汚染が進んでいるような印象を受けますけれども、お茶につきましては、4月以降は基準が変わりまして、お茶を煎じてはかると。これは葉っぱの、茶葉の検査結果でありますので、大体これの50分の1ぐらいの数字に、お茶にしますとなるということであります。ですけれども、ほかの作物に比べると、茶葉の段階では非常に高い放射性セシウム濃度のものが見られたというのがお茶でありました。

こうではあるんですけども、23年度ですので、いずれにしても、このときに暫定規制値を超えるもの、これがいわゆる違反に当たるものでありますけれども、これはこの程度の数量ではあったということであります。

新基準値に変わるということで、100ベクレルを超えるものが24年度から違反になるということですので、産地では100ベクレル以内に抑えるような取組を進めているということであります。1つは、放射性物質の低減対策を徹底するということと、もう一つは、それが完璧ではなかった場合に検査で捕まえるということで、調査を2つ、2本の柱でやっているということであります。

具体的にどういうふうな放射性物質の吸収抑制対策をやっているかということでございます。

先ほど、果樹のような作物につきましては、一旦樹体に付着したものが浸透していったということをご説明しましたけれども、樹体に付着しているものがまだあるということから、福島は実は桃の産地であるんですけども、あるいはリンゴ、梨といったものもたくさんありますけれども、樹体の表面の粗皮を一本一本削っていくとか、高压水によって樹体を洗浄する、そういうことで樹体の表面の放射性物質を除去するという取組を行ってきました。それを行ってまいりました。

あと、お茶につきましては、右側にありますように、これはもう樹体の中に放射性セシウムがある程度あると。しかも、それは表面の葉っぱの部分のほうが多いということがわかつておりましたので、通常よりも深く剪定する、あるいは整枝する、枝を刈り込むということなんですけれども、深刈りと申しますけれども、そういうことをやりながら茶に移行する放射性物質を低減していく、そういう取組をやってまいりました。そういう取組をして24年度、24年産の収穫を迎えたということでございます。調査につきましてはちょっと省略いたしますけれども、先ほど林さんの説明にもありましたように、23年度産に100ベクレルを超過したことのある品目、あるいは調査対象17都県の品目につきまして調査を実施しているということでございます。特に複数品目で出荷制限の実績がある7県、こちらにつきましてはより100を超える可能性が高いということで、綿密な調査をやって

きたということでございます。

そのほかの農作物、野菜とかそういったものにつきましては、とにかく農地をきれいにしなければいけないということで、福島県の非常に放射性セシウム濃度の高い地域では、表土の削り取りなんかをして放射性物質を除去しております。一旦耕してしまうとなかなか表層から除去することは困難になってまいりますので、そういった場合には、表層の土と下層の土を反転するということをしまして、作物が吸収する層の放射性セシウム濃度を低減させているということをやってまいりました。

あと、そのほかにも、肥料、それから土壤改良資材といった農地土壤に投入するものにつきましても、暫定許容値といいます基準を農水省でつくりまして、その基準を超えないようなものののみを使うというようなことを推進してきました。

そういう取組の結果でございます。これが24年4月以降、新基準値になってから後の、品目ごとの超過の割合などであります。

ざっとごらんいただきますと、野菜、果実、茶、麦といったものにつきましては、やや品目ごとのでこぼこはございますけれども、超過の割合といったものになりますと、括弧書きが24年3月まで、23年度と同じ100ベクレルを超えるものの割合でございます。野菜につきましては10分の1程度に抑えられておりまして、基準値を超えたものは7,500点弱の中で2点だけであります。果実もこういった数字。お茶につきましても、まだ13点基準値を超えているものがございますけれども、やっぱりお茶につきましては、非常にたくさん放射性セシウムが降り注いだ地域などではなかなか下がり切らなかったということがございまして、13点はまだ残っているということであります。麦につきましては、超過がなかったということであります。

こうして品目名をご紹介すると、じゃ、もうホウレンソウはダメなのか、梅はダメなのかというようなことを印象として持ってしまう方もおられるかもしれません。

念のため申し上げておきますと、この野菜の2点、ホウレンソウにつきましては、事故直後に使っていたビニールの農業用資材、要はその上に放射性セシウムが降り注いでしまったビニール資材を使っておられた農家さんが1点どうしても出てしまったということであります。ですので、その人の管理が必ずしも悪かった、あるいは、ホウレンソウが非常に危ない作物、つきやすい作物だということでは特段ございません。アシタバにつきましては、また調査中ではあるんですけども、多年生の野菜であったということで、事故直後に降り注いだものが影響していた可能性があると考えられておりまして、まだ、現在調査が進められております。梅とかブルーベリー、お茶、このあたりにつきましては、一旦樹体の中に入ってしまったものが響いているのではないかというふうに考えられております。

果実につきましては、まだこれだけで評価するというのはなかなか難しい側面があるかもしれません。福島は桃の産地でありますけれども、桃は今のところまだ一点も出ておりませんが、その後、リンゴとか柿とかブドウとかいろいろな作物の収穫時期がこれから来

るということです。今の時点でこういう状況ですということあります。

続きまして、お米の話に移らせていただきます。

お米の調査結果をまずごらんください。左側が23年度産のお米、これは17都県の数字でありますと、3,217点検査をいたしまして、50ベクレル以下のところが3,190点、ほとんどここでございます。右側は福島県。福島県だけで見ても、ほとんどが50ベクレル以下のところにありますが、要は1点500ベクレルを超えるものが、まさにこの検査が一通り終わった後にこういったものが出てしまったということあります。ですけど、とりあえず、全体の概略としまして、一応米につきましてはいろんな報道もたくさんされたということで、もしかすると皆さん非常に福島の米はセシウム汚染が進んでいるという印象をお持ちの方もおられるかもしれません、概して見るところいう状況でございます。

ですけれども、こういった500を超える米が出たということで、まさにすり抜けたということがありますので、では、一体全体どれぐらい暫定規制値を超えるような高濃度の米があったのかということで、もうちょっと細かく緊急的に調査をいたしました。それとあわせて、どういったところで米の放射性セシウム濃度が上がるのかというようなことを詳細に調査いたしました。その結果をちょっとご紹介したいと思います。

次のページが、これが福島県における緊急調査の結果です。いわばシラミ潰しに調べたということあります。対象の市町村が29、151といいますとぴんとこないと思いますけれども、福島県の農家、6万6,000ほどあるわけなんですが、そのうち2万3,000戸の農家につきまして調べました。調べた米の点数は3万2,755であります。その調査の結果、暫定規制値を超えているものは2万3,000戸余りのうちの38戸だけでした。特にいわゆるホットスポットと言われているところ、あるいは、米から放射性セシウム濃度が検出されたところ、要は数字が出やすいところを検査してこういう結果であったということあります。97.5%が100ベクレル以下になっておりました。ですので、38戸の農家というのがどれぐらいの規模かということなんですが、福島県の米の生産量が大体35万トンぐらいなんですが、その農家さんがつくられているのはみんな合わせても54トンでありましたので、そのほかのものはみんな当時の暫定規制値を下回っていたということでありまして、非常に限定的であったということがわかりました。わかったのですけれども、不思議なことといいますか、隣り合った水田でも米のセシウム濃度が全然違うというようなことがありました。

それで、いろいろ原因究明を進めていた中で幾つかわかってきたことがございます。わかってきたことを、実は24年度の、今年度の対策に吸収抑制対策等で使っているということでありますと、もちろん土壤中のセシウム濃度が高いというのはこれは当たり前のことでありますけれども、そういった田んぼであっても、書いてございますけれども、カリウムというのは肥料の成分の1つなんですけれども、土壤中のカリウムの濃度が低いところで、左側のが低いほうなんですけれども、低いところで米の放射性セシウム濃度が高いものがとれてしまったということがわかりました。福島市の平均がこのあたり、全国平均が

このあたりですので、そういった平均的なカリウム濃度の土壤からだと、土壤中の放射性セシウム濃度が高くてもあまり米の放射性セシウム濃度が上がらないということがわかつてきました。こういったことから、24年度、今年度のお米にはカリウム対策などをしていけるということです。

もう一つわかつたことがございます。次のページなんすけれども、実は暫定規制値を超えるような米がとれたところ、これは山間部の狭い水田で、農業機械が入れないようなところが多くございました。そういったところでは耕うんが浅くて、根の張りが浅くて、ですので、根が分布している土壤のいわゆる表層の部分にセシウムがたくさん高濃度で残っていて、そこにまだ根がたくさん張っていると、根張りが浅いと。写真がございますけれども、10センチぐらいしか根の深さがなくて、稻を引っ張りますと、すばんと抜けてしまうというような状況でした。そういったことで、耕うんが浅いというのが1つの要因ではなかろうかと考えられましたので、今年度の対策ではなるべく深く耕すということをやって、少しでも米のセシウム濃度を下げるという取組をしているところでございます。

これが、字がちょっと多くて恐縮なんすけれども、24年産の取組で、それはいっても、お米につきましては、例えば1人の農家さんからお米を買ってそれをずっと食べるというような方もたくさんおられると思いますので、まだ消費量も多いということで、仮に放射性セシウム濃度が高くなれば、人体の健康への影響というものが大きい作物であります。そういったことから、ほかの作物ではやっていない作付制限というものをやってございます。500ベクレルを超えるような23年産の米がとれたようなところでは作付を制限する。また、100から500の値が一定程度見られた地域、こういったところではいろんな対策をやると。先ほどのカリウム対策、深耕対策、こういったことをやるという前提で、米の全量を検査するということを条件に作付をしております。こういったところでは、すべての米が検査されるということにしております。実は、米の検査が福島で25日、この間の土曜日から始まっているところでございます。

それ以外の地域につきましては、抽出、これまでどおりのサンプリングの検査によって安全性を確保することとしていますけれども、23年産の調査の結果をもとに密度を変えてやってございます。特に100ベクレルを超える米が検出される可能性のある地域、例えば、昨年、50ベクレルを超えた値が見られた地域、旧市町村、それから、その隣接の市町村では、1ヘクタールに一定の割合で検査をしているということでございます。

なかなか具体的にわかりにくいかと思います。福島県の地図がこの中の左下のこういう感じなんすけれども、この点線の部分を拡大しまして、この濃いオレンジ色が塗られているところ、この地域で作付を制限していると。あと、薄い黄色のところ、こういったところでは、全量の米を管理し検査することを前提に作付をするということとなってございます。こういったことを政府で決めさせていただいたんですけども、このほか、福島県では、この白くなっている地域においても全ての地域で米の全量の検査をすると、自主的にやるということで、今、機器の整備が一通り終わりつつあるということで、間もなく収

穫の時期を迎えるという状況で、我々も固唾をのんで見守っているところであります。早場米、トップバッターの米がこの週末に収穫され、検査されたわけでございますけれども、今のところ、基準値を超えるものはまだ検出されていない状況でございます。以上が米の状況であります。

次に、畜産物であります。

先ほど、厚労省の林さんからも少しお話がありましたけれども、畜産物については、やっぱりえさの管理ですとかそういったことが重要になってまいります。これも、原乳につきましては、3月には少し50ベクレルを超えるものがありましたけれども、4月以降ではもう一点もないという状況であります。

牛肉につきましては、稻わら等の関係で高濃度の牛肉が出たということがありまして、その後、ほぼ全戸ですとか全頭で検査をするというような体制をつくりまして、非常に多くの検査をしてございます。高いものもありますが、割合としては非常に低く抑えているということでございます。

あと、豚肉、鳥肉、卵の関係ですが、こちらは国産の飼料、えさをあまり使わないと、輸入飼料への依存度が高いということですので、100ベクレルを超えるようなものはほとんど出ていない、鶏肉、鶏卵に至っては完全にゼロとなっております。

畜産物の対策は、飼養管理の徹底、まさにえさとか、あと、牛とか家畜の飲む水、そういうものの管理の徹底をするということ、それから、また、検査をきちんとやることであります。

飼料、えさの関係なんですけれども、原発事故の直後にえさの基準というのを農水省がつくりました。こういった基準をつくったんですけれども、食品の基準値が500から100になったということに合わせまして、えさの基準のほうも変えて取り組んでおります。そうはいっても、なかなか新しい基準以下の牧草の生産が困難な場所がありますので、といったところは除染の対策を推進したり、そこの牧草を使っていた農家さんはえさが足りなくなつて困るわけですけれども、そういったことがないように代替飼料の確保などもあわせて推進しているということでございます。

検査のほうも、牛肉の全頭・全戸調査、これは、今まで出荷制限対象4県、岩手、宮城、福島、栃木の4県に限定しておったわけなんですが、この4月以降、茨城、群馬、千葉でもモニタリング調査として全戸の調査を実施してございます。あと、乳、牛乳の関係なんですが、こちらも、今まで主に2週間に1度、主にサイクルで調査をしておったわけなんですが、ここにある7県につきましては、週に1度にその頻度を上げているということでございます。

その結果、こういう状況でございます。畜産物関係につきましては、基準値を超えるものというのは今ほとんどない状況で、1点豚肉でございますけれども、おおむね管理ができている状況かなというふうに考えてございます。

次に、特用林産物、キノコ等のことございます。

キノコのモニタリングの状況であります。

こちらはシイタケ、左側が、これ、23年度の数字なんですが、原木シイタケでございます。1,081点調べた中で、100ベクレルを超えるものがやや見られるということであります。全検査点数の3割、33%、山菜では26%見られております。ただ、シイタケと申しましても、菌床のシイタケでは非常に100を超えるようなものが少ないとございました。

対策でございます。もう見ていただければすぐおわかりなように、原木のシイタケを何とかしなければいけないということでありました。この8月には、広島でも原木シイタケで超過したものが出来まして、それが愛知県内に流通していたということで、皆さんにご心配、ご迷惑おかけしたところでございます。そういうことも受けまして、それ以前からもやってはおるんですけども、キノコの原木の確保というのを、安全性の確保、これをきちんと進めなければいけないということでございます。

書いてございませんけど、500ベクレルの暫定規制値のところから、キノコ原木には基準を設けてございます。150ベクレルという基準を設けておりまして、新基準値の100になつたことを受けまして、50ベクレルに一応強化をしてございます。あわせて、今まで150でオーケーだったものがこれからは50だということですので、50を超えるような100ベクレル程度の原木を使っている農家さんには必ず検査をしてくださいということの通知を出しておったわけなんですが、今回のような事態があったということですので、いま一度、17都県だけではなく、全都道府県にキノコの原木の安全性の確保を徹底するように、今、といった対策をとっているところでございます。

また、検査につきましても、厚生労働省さんから、17都県以外でも検査の必要のあるところでは、この秋、原木シイタケの収穫の時期を迎えておりますので、それを徹底するように通知を出していただいております。

4月以降の検査結果であります。原木シイタケは、やや超過割合は23年度よりも少しは下がってございますが、基準の超過の点数がまだ見られると。菌床のシイタケにつきましては、基準値の超過はない状況になってございます。あと、山菜につきましては、山からとってくるということでなかなか管理ができないということから、割合は減ってはいるものの、基準値の超過はまだ見られている状況であります。そういうことで、出荷制限の指示がまだ幾つかの県でなされているという、そういう状況でございます。

最後、水産物のお話であります。

まず、水産物の調査結果でございます。大体86.4%が100ベクレル以下ではありますが、まだ100を超えるものも見られてございます。塗り分けをしておりまして、赤のところ、これが福島県以外のところであります。そうしますと青が福島県なのですが、やはり100を超えるところで、福島県の周辺で高いものが見られているということであります。

水産物に関する取組、調査であります。ちょっと字が多くて恐縮なんですけれども、要は内水面、いわゆる淡水魚と言われるもの、それから沿岸性の魚種、それから回遊性の魚種、それぞれの魚種の特性に応じまして検査の一定のルールをつくりまして、検査をして

いるということあります。沿岸性の魚種につきましては、表層、中層、低層と生息域を考慮しまして、それぞれにつきまして主要港で週に1回以上検査するということにしております。回遊性の魚種につきましては、回遊の状況を考慮して漁場を区分しまして、区域ごとの主要の水揚げ港におきまして、検体を採取して検査をしてございます。

先ほどの検査の結果と関連して申しますと、回遊性の魚種では基準値の超過はもうほとんど見られていない状況です。沿岸性の魚種のうち、表層とか中層につきましてはだんだん濃度が下がってきているという感じでありますが、低層の魚、カレイですとかタラですか、そういった魚でまだ基準値の高いものが見られていて、後で申しますけれども、出荷の制限ですとか操業の自粛というようなことが行われております。あと、内水面の魚種でも、養殖物は全然高いものは出ないんですけども、天然物のイワナとかヤマメとか、そういった魚で高いものが見られる状況にございます。

出荷制限の状況であります。先ほど申しましたようなヤマメについては、天然のものは摂取・出荷制限が福島でされております。あと、出荷制限につきまして、淡水のものと、海面のものではタラですとかヒラメ、メバル、こういった低層のものを中心に出荷制限がなされているところでございます。

それから、100 ベクレルを必ずしも超えなくても、ある程度近い値が出た段階で、各県が自主的に規制を実施しているというところもございます。例えば、福島県につきましては、検査の結果でやっぱり高い値は福島が多いと申し上げたところなんですが、あれは必ずしも漁業の操業をしているわけではありませんで、こういった出荷の自粛をしている中で、出荷はしていないんですけども、ああいったモニタリングの検査を続けているということでございます。そして、操業は基本的に自粛をしていまして、タコとかシライトマキバイといった高い値が全く出ないものにつきまして試験操業をしております。あと、宮城、茨城、青森といったところでも、水揚げの自粛などをしております。ちなみに、これは7月30日現在の情報なのでちょっと古いんですが、青森県のマダラにつきましては、先日、国による出荷制限がなされたところですので、ご訂正いただければと思います。

大体、私の話は以上であります。いずれにしましても、今後も検査とあわせまして、農林水産物の安全性の確保をするための取組を進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。以上、ご清聴ありがとうございました。

○司会者（消費者庁・岸） ここで、約10分間の休憩をとります。15時10分に再開いたしますので、それまでに席にお戻りください。

（ 休 憩 ）

○司会者（消費者庁・岸） それではお時間になりましたので、質疑応答、意見交換を行います。

壇上には、先ほど講演を行った3名が上っております。ご質問のある方は挙手をお願いします。私が指名しましたら係の者がマイクをお持ちしますので、できればご所属とお名前をお願いします。

今回の講演内容と意見交換の様子は、議事録として関係省庁のホームページで公表する予定です。本日ご参加いただけなかった方を含め、広く情報提供をさせていただくためです。議事録にお名前を掲載されることに不都合がある方は、ご所属だけでもお伝えいただければ幸いです。

また、本日は、できるだけ多くの方にご発言いただきたいと思いますので、ご発言は要点をまとめてお願ひいたします。回答者もできるだけ簡潔にお答えくださいますようお願いします。ご質問者はマイクがお手元に届いてからお話しください。

それでは、ご発言、ご意見のある方。

後ろのほうの男性、一番に手を上げられた方。

○質問者A 久保先生に質問したいんですが、原子力発電所をデザインするときに、放射能の性質を考えて地下につくるとか、もしそれが無理なら、炉心だけでもユニット形式にして、何かあった場合に地下に落ち込んでしまうようなデザインにするとか、そういうことは無意味なことなのか、可能なことなのか、お聞きしたいんですが。

大変失礼しました。所属、名東区保健委員の者です。

○司会者（消費者庁・岸） ありがとうございます。

お願いします。

○久保（食品安全委員会） 私どもは食品安全委員会でございまして、原子力安全委員会ではございませんので、原子炉の設計とか構造に対してどうこうという知見は残念ながら持ち合わせていないので、済みません、ご回答はご勘弁いただければと思います。

○司会者（消費者庁・岸） 今の回答でご納得いただけましたでしょうか。

それでは、ほかに。

前列の女性の方。

○質問者B 愛知県在住の者です。

基準のことなんですが、現在、100ベクレルとか、お水のほうは10ベクレルというふうなんですけれども、これ以上に厳しくするということは、今後は見込みはないんでしょうか。そちらのほうを、できれば私としては、もっと厳しくしていただいたほうが安心できるなというのがありますて、随分、500の時代から比べたら、100になってからは流通しているものにも安心感が出てきたので、去年は買えなかつたものでも今年は少しずつ買えるようになってきているんですね。

それなものですから、もっと基準値が厳しくなっていたら、もっと安心して物が買えるなというところで思っておりますので、できればそういうふうに基準を厳しく上げていただくというようなことは見込みというのではありませんでしょうか。お願ひいたします。

○司会者（消費者庁・岸） ありがとうございました。

厚生労働省、お願いします。

○林（厚生労働省） 基準値を今後厳しくするかどうかというお答えに真っすぐお答えすると、現在の基準値、長期的な見込みを長期的な観点から設定しているもので、これでやっていきたいということがお答えになります。ご質問の背景には、今の基準値で十分安心なのか、安全なのかということがおそらくご質問の背景にあると思いますし、今日いらっしゃった多くの方々がそういったことを疑問に思って来られているんだろうと思いますので、そういう観点から少しお答えをしたいと思います。

今日、私、お話しさせていただいたように、今の基準値でやっていて、そしてまた、実際に放射性物質が含まれている量を計測すると、自然の放射性物質と比べて非常に少ない量であるということ、そして、そこから予想される人体への影響というのは検出されるようなレベルよりもずっと小さいレベル、すなわち、例えばこの会場の方半分が日本の食物を食べて、残りの半分の方が外国の食物を食べて、何十年後、こっちの方のほうのがんが増えましたみたいなことは検出されないであろうと、そういうレベルであるということがわかっているということです。そういうことから、私どもは、これは十分に安全であるというふうにお話をさせていただいている。

ただ、どんな食品にも言えることですけれども、全くリスクがゼロであるということはどんな食品でも、これは望むことができないものですね。極端な例を言えば、おしょうゆだって1リットル飲めば死んでしまいます。

そういうことで、リスクが、ふだん私たちが生活をしている中で、車に乗ったり飛行機に乗ったり、いろんなリスクがありますけれども、そういうリスクと比べて、やはり十分安全であるということは言えるというふうに考えています。あとは、今日、いろんなデータをお示ししています。そういう中から皆様がどれくらい安全、安心を感じていただけるかということを皆様自身で、ぜひ考えていただきたいというふうに思っています。

○司会者（消費者庁・岸） 続きまして、その前の男性の方。

○質問者C 名古屋で市民の浄財を集めて市民放射能測定センターというのをつくっているんですよ。その運営委員をやっています。今まで1,200検体ぐらいのサンプルをはかっています。

そういう立場から少しコメントしたいんですが、まず、今日のこの場、リスクコミュニケーションというふうにうたってあるんですが、これはちょっとやっぱり看板に偽りありだと思うんですね。なぜかというと、リスク学の教科書ないしはハンドブックを見ると、リスクコミュニケーションというのは従来の押しつけ型、説明型の会であってはならないというふうに、ステークホルダー、つまり利害関係、反対意見を持っている人が平等に平場で、しかも双方向性の議論をして、しかもお互い譲り合って結論を求める場というふうな定義がありますよね。でも、残念ながら、これはやっぱり壇上に並んだ、今の質問者の方、先生とおっしゃいましたけど、そういう格好で説明するという場がそもそも看板に偽りで、ちょっと残念だなというふうに思います。

それから、次ですが、1ミリシーベルトの話。これも困ったことに、ICRP、国際放射線防護委員会は、年間1.5ミリシーベルトの自然被ばくプラス、過剰被ばく1ミリシーベルトぐらいは何とか我慢しようというふうな数字を出していますよね。それから、ECRRというヨーロッパ放射線リスク委員会は0.2ミリシーベルトだというふうに、5分の1ぐらいの数値を出していますよね。

百歩譲ってICRPの1ミリシーベルトを認めるとしても、食品だけでそのパイを、1ミリシーベルトのパイをひとり占めしていますよね。これ、愛知県ではあんまり灰が降りませんでしたけれども、福島の人、栃木の人、岩手の人、宮城の人である場合には、空間線量が高いですから外部被ばくがありますよね。それが考慮されていないと思うんですよ。それから、放射能瓦れきを焼いた灰の処分なんかでも、やっぱりそれを扱う人の年間被ばく線量というときは、食い物を除いてそこからの被ばく線量、1ミリシーベルトなんですよ。

だから、勝手に省庁ごとに1ミリシーベルトのパイをひとり占めしてもらっては困るんですね。これはトータルで1ミリシーベルトであると、パイは分けないといけないという原則を省庁ごとにちゃんと横に連絡をとって決めていただきたいというふうに思うんですね。でないと、やっぱり少しECRRの基準をとるまでもなく、ちょっと問題であるというふうに思います。

それから、実効線量係数というのがありますね。何ぼ放射能を食べればどれだけ、年間何ミリシーベルトになるのかという計算例が数式で出ましたけれども、これもセシウム137の経口摂取に関して、1.3掛ける10のマイナス5乗という数式をお出しになって、それで計算されていますけれども、ECRRは6.5掛ける10のマイナス5乗なんですね。まさに5倍なんですよ。

ですから、ICRPの勧告の実効線量係数で計算すれば1ミリシーベルトにおさまるというお話が、ECRRの係数で計算すると5倍になっちゃうわけですね。それでもう5倍に超過してしまうということで、これは不確実な領域で、意見の分かれる研究者がいて、何通りかの勧告が出ているわけですね。例えば、ドイツの放射線防護令なんていうのもありますし、いろいろなところが数値、みんな違うわけですね。その不確実なところを全部見せていただきたいんですよね、こういう説明会では。それこそリスクコミュニケーションでなくても、正直にみんな並べて、どれが正解かまだわからないんですという話をもうちょっと正直にしていただきたいというふうに思います。

それから、食品ごとの基準なんですが、3通りですよね。10、50、100という、水、牛乳、一般食品ですけれども。チェルノブイリの事故が起きた後、ウクライナ、ベルラーシでは基準を再三改定しながら現在に至っているわけですけれども、現在のやつを見ると、例えばパンが40ベクレルですか、それから肉が200ベクレルというふうに、貧しい人が毎日生きるために食べないといけない食品については低い基準、それから、ちょっとびりぜいたくだったら少々リスクも仕方がないかということで高い基準というふうに、実際に事細かに食品ごとに基準を決めているんですが、日本の基準の場合には非常に大ざっぱで、何で

もかんでも一緒になっちゃっているところが、やっぱりこれは往々に問題ではないかとうふうに思うんですね。

それから、食品測定体制がやっぱり全品測定体制とほど遠いですよね。非常に少ない。これは国がはかっているんじやなくて、都道府県にお願いしてはかってもらったやつを国が集計して、今の発表をしていますよね。今のお話でいくと、最初の1年間、3月から3月まで13万何千件はかったということですけれども、例えばベラルーシは1日に4万件、食品をはかっているというふうに言われていますね。それからすると全く不十分な体制で、これについてはご回答をお願いしたいんですが、じゃ、実際の食品のうち何%をはかっているのか、どれだけ穴があいているのかということを教えていただきたいと思うんですね。まだまだなので。

それから、粗いざるをくぐり抜けた汚染食品が流通している可能性があるわけですね。ないしは、高かったから出荷できなかつたけど、それはどこへ行くのかと、その行方をどのぐらいフォローしていらっしゃるのかと、これも知りたいんですね。というのは、今年度の外務省の予算で途上国援助50億円という事業があるんですが、その中に……。

○司会者（消費者庁・岸） 申しわけないですが、ほかの方にも質問をいただきたいですので、簡潔にお願いします。

○質問者C はいはい。あと、じゃ、もう一個ぐらい。

○司会者（消費者庁・岸） お時間が余りましたらもう一度指名することも可能ですので、このあたりで終わらせていただけますか。

○質問者C いや、外務省の件だけもう少し言いたいんですけど。

くぐり抜けた食品が行く可能性が、その予算書の文言の中にあるんですよ。途上国に被災地からの水産物を送る、しかも、風評被害を克服することに資するというふうに書いてあるんですよ。そういうのをフォローしていただきたいというふうに思うんですね。

○司会者（消費者庁・岸） そこまででいったんストップさせてください。

今まででも五、六個のご意見、あるいは質問があったかと思いますが、まず最初、リスコミのあり方については、ご意見として承らせていただきます。今後の課題といたします。

それから、年間上限の1ミリシーベルトのことについて、あるいは実効線量係数、計算の仕方について、それから食品ごとの基準、ベラルーシは細かいのに日本は大ざっぱではないかということ、それから、食品の測定体制が全品測定になっていない、何%ぐらい測定しているのかという、大まかに言いましてこのあたりの質問、ご意見があったかと思いますが、まず、食品安全委員会からお願ひできますでしょうか。お答えできる範囲でお願いします。

○久保（食品安全委員会） ECRRとICRPの見解の違いでございますけれども、実効線量係数の計算方式が違うというご指摘なんですけれども、そのベースになったECRRの考え方自体がまだ国際的に認められていないということがあります。それを基本的に組み立てられて実効線量係数がここにあるということですね。

ただし、私どもが要するに年間 100 ミリと言っているのは、別にセシウム 137 に限ってという意味ではありません。全ての放射線線種が体に及ぼす影響が積み重なった場合で、100 ミリシーベルトでおぼろげながらというか、関連性が出てくるという形でございますので、そこは ICRP とか ECRR の論争とは別の世界で評価をさせていただいているということでございます。

○司会者（消費者庁・岸） それでは、基準値について厚生労働省、お願いします。

○林（厚生労働省） 幾つかご質問をいただいています。

内部と外部、いろんな被ばくがあるので、食品だけで占有してはおかしいのではないかというご指摘がありました。政府の中でもこれは最も上の高いレベル、内閣官房が調整をして、それでほんとうにいいのかどうかといったことまで検討する場がありますので、そういうところで検討した上で今の形でやらせていただいております。

結果的に、被ばく量が非常に大きくなるということであれば問題だと思いますけれども、現状を見ていただいたように、実際に 1 ミリシーベルト満タンまで被ばくするというような状況では決してございませんので、そういうことで、実際には影響が生じるということではないというふうに考えています。

それから、食品の分類、大ざっぱにするか細かくするか、これは一長一短があります。細かくすると、例えば、肉は 200 というふうにすると肉が好きな方が多く被ばくしてしまうというようなことが起きてしまうので、これは食品の好き嫌いに、摂取量のばらつきに関係なく、皆様に安全に食品を食べていただけるようにということで 1 本の数字にさせていただいているということで、それで十分安全を確保していきたいというふうに考えています。

それから、検査体制のことですけれども、これは検査、よりたくさんやっていきたいということで、検査体制を拡充するためのいろんな支援もさせていただいているということは事実としてございます。

その一方で、申し上げましたように、やはり食品を時間をかけて漬して検査をするというようなことで、全て検査するわけにはどうしてもいかないということがございます。地域ごとに重点的に基準値を上回りそうなものはしっかりとやっていくというようなこといろいろな工夫をしながら、できるだけ漏れがないようにやっていくということを基本に考えてています。

○司会者（消費者庁・岸） それでは、ほかの方にもご質問いただきたいです、今の方、よろしいでしょうか。もし時間が余れば、また質問を受け付けます。

それでは、その女性の方。

○質問者D 愛知県豊田市の者です。

私はほんとうの普通の、今さっき質問された方のような立派な難しいことは言えないんですけれども、今日、ここに参加したのは、それこそ自分で、ひとりでなかなか町にも、車社会でして、名古屋までは車で来られないものですから、バスをやっと乗り継いで、教

えてもらって、娘に地図を描いてもらってきたんですけれども、なぜここまで頑張って来たかといいますと、やっぱり食の安全を一番に優先したいものですから、震災からこっちというか、食品の並んでいるときに産地を必ず見ること、それで、水産物も必ず産地を見て、万が一間違って買ったら、済みませんと言ってすぐにスーパーに行って返品したいと言って、それぐらいの神経質なんです。

ですので、ほんとうにここへ来て、安心したいなと思って来たんですけども、やっぱり先ほど、前の方の、難しいことは私、言えないんですけども、ちょっとその感じが、安心するために来たのが、やっぱり国の説明かという感じで、ここで前の方に立派なお返事を求めているわけじゃないんですけども、私は今日、感想というか、安心してまたスーパーで東北のもの、こんなことを言うたら非国民になるんですけども、買えないなと思って、今日、あんまりすっきりした気分で帰れないかなと思って、それだけ言いたかったです。

ですので、もう少し万民にもわかる、わかるように書いてくれているんですけども、安心という面ではあんまりないんですけども、その辺、お返事は別に結構です。ありがとうございました。

○司会者（消費者庁・岸）　ありがとうございました。貴重なご意見として承らせていただきます。

それでは、先ほどから挙げられている男性の方。

【質問者 E】　北区在住の者でございます。

5ミリシーベルト許容がなぜ1ミリシーベルトというふうになったか、その経緯を簡単に。

それと、もう一つは、放射能には重量が、重みがあるはずですが、これが九州、関西のほうで福島第一が起こったら、偏西風に乗ってもっと被害が大きくなつたんじゃないかと、こういう嫌いがありますし、セシウムばっかりで、あと、核融合でできたストロンチウムなんかの説明がちょっと足りんじやないかなと。

それと、放射性のがんになった場合に、今の病理学の医で、食物その他でがんになったのか放射能でがんになったのか、判断がつく段階まで行っておるのかどうか、全くわからんのか。町医者ではもちろんわからんでしょうが、病理学的にもわからんのか、その3点、簡潔にお願いします。

○司会者（消費者庁・岸）　ありがとうございました。お願いします。

○林（厚生労働省）　5ミリシーベルトを1ミリシーベルトに変更した理由というのが1点目でした。

最初、私の説明の中でもお話をしましたが、最初の5ミリシーベルトというのは、緊急に設定をしたものでありまして、原発事故の前から、原子力安全委員会が万が一のときはこうしようということで設定をしていたのですけれども、これはより長期に、長く安心して安全に食べていくためには長期的な観点から設定をし直したほうがいいだろうという

こと、そしてまた、しっかり食品安全委員会の評価も受けてやる余裕が事故直後にはなかったので、これもしっかりとやっていくというような観点で見直して、1ミリシーベルトという基準を設定したということです。

2つ目に、セシウムの基準値であって、ストロンチウムはどうなっているのかということです。

簡単には、ご説明の中できさせていただきました。ストロンチウムなどセシウム以外のものの寄与というのは全体の中の1割ぐらいなので、ストロンチウムの数字を代表させて、それ以外の割合の部分は計算の中で含めていますということです。

その計算をどうやってやったかというと、全国各地でストロンチウムがどれだけあるかということを測定して、セシウムとストロンチウムの比を、いろんなところで求めました。ストロンチウムが低いところ、高いところがあるんですけれども、できるだけ安全な設定になるようにということで、ストロンチウムが高目のところの割合を用いて、先ほどのような計算をしています。

また、魚の場合は、皆さん、骨まで食べるということが多いですので、魚についてはストロンチウムがセシウムと同じぐらい入っている、セシウムからの影響とストロンチウムなどからの影響が同じぐらい、9割対1割ではなくて5割対5割ぐらいになる場合にまで想定をして設定をしているということになります。

3つ目に、放射能でがんになったかどうかがわかるかというお話でございますけれども、これは1人の方を病理学的に調べて、そのがんを一生懸命切り刻んで顕微鏡で見てもわかりません。食品安全委員会の説明にもありましたように、これは統計学的に放射能を浴びた方、浴びていない方を何千人、何万人調べて、それで、放射線を浴びた方のほうのがんが増えているというようなことがわかれれば、そこをもとに放射能、放射線の影響があったということを判断するというのが今までやられているやり方です。

○質問者E もう一点質問しましたが、関西や九州のほうで起こった場合はもっと被害が大きくなつたんじゃないかなと、偏西風に乗ってね。放射能には当然重量があるわけですが、風に乗って、福島で太平洋のほうへ行ったのが幸いしたんじゃないかなという懸念を、せめてよかつたことじゃないかなという懸念がある。その辺はどうなんですか。

○林（厚生労働省） 済みません、これは何ともわからないというお答えにしかならないんですけど、そのときの風向きであるとかいろいろなことで、被害の大きさが変わってくるということはおっしゃるとおりだと思います。

○久保（食品安全委員会） 西日本の放射線の影響ですけれども、文部科学省が西日本も含めて調査を行っておりまして、群馬県、長野県あたりを境として、はかけてみえるような放射性物質の影響は見られていないというのが既にホームページで公表されてございますので、そういうご心配はないかなというふうに私どもは認識しております。

○司会者（消費者庁・岸） それでは、今の男性の後ろの方。その方です。

○質問者F 一宮生活協同組合の者です。事前に質問していることで3点お答えをいただ

いていないので、改めてお伺いいたします。

今日の説明の中でも、国や行政が対策をするためにいろいろな通達を出しているということで、これからも頑張りますというお話がありましたが、通達文書は各省庁の課長文書ということで行政に回っているようですが、この注意を促したという程度では、どうしても末端までその注意文書が届いていない、このことの手法の見直しをどのようにされますかというふうに、私はご質問を協同組合として出しています。それについて厚生労働省、農水省の方からお答えをいただきたいと思います。

それともう一点、すり抜けがあるということが事実であるために、消費者は自主検査を望む声がとても多いです。これは、国としては検査をやっているが、国民も全体で自主検査で協力を願いたいというスタンスなのか、国がやっているので大丈夫なのかということははつきり教えていただきたいと思います。

それと、自主回収のことが協同組合で今回起こりましたけれども、この自主回収のあり方が、基準値は直ちに健康に影響のあるものではないという十分検証された値で設けられた基準値です。ですが、基準値を超えたのでということで自主回収に当たるに当たって、自主回収の指示を出した担当の省庁や機関、それから、それを受けた直接の方じやない形でマスコミが自主回収を促すというあり方だと、消費者は緊急性の面で大変心配になります。ですから、この自主回収の指示のルートについてぜひ混乱のない形で行ってくださいということを、質問のところに意見書として出してあります。

それと、最後になりますけれども、今日の説明の中で経過措置の設定についてのところで、米、牛肉、大豆については経過措置の期間が加工・一般食品よりも長く設けられておりますが、今日の安全性の説明で聞いたところと経過措置のことがどうも納得できません。

理由は、この経過措置を設けた理由が、流通の混乱を避けることが前提となっているように見受けられました。食品の安全性という意味であれば、収穫の時期とか、常に流通しているということではなくて、同じように引き下げられたものきちんと規制をしていただくべきかと思います。

以上です。

○司会者（消費者庁・岸） ありがとうございました。

幾つかご質問があったのですが、まず、通達のあり方、手法の見直しについて、厚生労働省と農水省へご質問ということですね。

それでは、よろしいでしょうか。

○土居下（農林水産省） まず、農水省のほうからお答えさせていただきます。

手法の見直しといいますか、通知文そのものは出すのですけれども、それだけでは不十分じゃないかというご指摘だと思ってございます。済みません、私、直接そのキノコの担当ではないんですけども、ほかの食品でありましても通知を出すだけではなくて、農水省でしたら、やっぱり各県の担当者にしっかり物の大変さ、中身を理解していただいて、それをきちんと市町村なり、あるいは県の中で、普及組織、いわゆる実際に農家の指導を

される組織があります。そういう方に集まつてもらった会議を開いて、きちんとご説明をしているということは従来からやっていることではございますけれども、またこういったいろいろな実証が不十分で、不徹底ではなかったかとご指摘につきましては、そういう面もあろうかと思います。

これは私ども、どうやって県なり農家さんまで、おっしゃるとおり末端まで対策をきちんとやるか、できるようにするかという部分は、それは必ずかちっとやりますというものはなかなか申し上げられないんですけれども、徹底の仕方というのを、会議の持ち方ですか、あるいは現地説明会をするとか、そういうやり方については工夫していきたいというふうに思ってございます。

それと、もう一つ、経過措置の期間のことで、また後ほど厚労省さんからお話があると思うものの、1つご紹介しておきたいのは、経過措置はあるんですけども、実際にはお米にしても大豆にしても、あるいは牛肉にしても、なかなか100ベクレルという基準がある以上、それを超えるものはなかなか受け入れられないという皆さんのお気持ちは、そのとおりではないかと思います。

そういうことで、実際には、100ベクレルを超えるような米をつくった地域、大豆をつくった地域の米とか大豆というのは売れていないというのが現状であります。そういうものは、隔離をして、まだ焼却処分まで至っていないんですけれども、やがて焼却処分する方向で、産地ではもう流通しないようにしております。

また、牛肉につきましても、まだ基準値は500ベクレルなんですけれども、と畜場で検査をして、100ベクレルを超える牛につきましては、これも流通させないと、もう処分するという方向というか、実際そういう取組をしております。東電も、東京電力も、そういうものをつくった農家に対しての賠償をしますというふうなことで今やっております。そういう状況にあるということをご承知ください。

○林（厚生労働省） 厚生労働省のほうから順次説明しますけれども、まず、いろんな全国への通知等の徹底という観点で、これは農水省のほうからのお答えと似たものになりますけれども、都道府県にお伝えするときに、その意味を十分お伝えするということだけではなくて、その物事の性格によりますけれども、業界団体を通じて、あるいはこういったいろんな説明会を通じてご説明をしていくというようなやり方もあると思いますし、また、マスコミ、マスメディアの力をおりりして、一般国民の方々に周知することを通じて徹底していくこともあると思います。そういうことをいろいろ組み合わせて、日々工夫をしていきたいというふうに思います。

それから、検査体制のこと、全数の検査は、これはどうしてもできないということはあるわけですけれども、その中で、総合的には皆様に安全な食品を食べていただくために、仕組みとしてはきちんとした体制をとれているというふうに考えてています。どうしても個別の食品、これ、大丈夫ですかというご質問にお答えするためには、確かに食品検査をしなきゃいけないということがあると思いますけれども、皆様が1年間食べる食品の中で、

これを安心して食べて1年間生きていけるかということにお答えできるような体制はとれているんじゃないかなというふうに思っています。

それから、自主回収について、私ども、何とも申し上げることはできないんすけれども、シイタケの事案でいうと、そういう意味では食べたら死にますよということだったというよりは、基準値を上回るものが出てしまって、もちろんそれを1回食べただけで1年に許容されるような放射性物質の量を上回るような量では決してありませんので、そのことの影響が、そのこと自体の影響が極めて大きいというものではないけれども、できる限り食べないようにしていただきたいというような観点で自主回収がされたんだというふうに思います。

それから、経過措置については、今、農水省のほうからご説明があったとおりですけれども、この基準を変えることによって私たちが食べるものがなくなってしまっては元も子もないということが、もともとの考え方としてはありますけれども、別に経過措置に甘んじてそれ以上対策をとらないということではなくて、その中でできる限りの対策をとって、早く今の100ベクレルという基準に近づけていく努力がされていて、事実上は、その基準で運用されているといつていいに等しい状態にあるというふうに考えています。

○司会者（消費者庁・岸） 質問者の方、これでよろしいでしょうか。

○質問者F 自主回収の件についてはわかりました。

マスコミを利用して緊急性を競うようなやり方を見直してほしいということについては、どこの機関に頼めば実施していただけるんでしょうか。今、マスコミを利用して、マスコミが世の中に自主回収を呼びかけるという食品中毒と同じような扱いになっていると思うんですけども、それは不適切だと思われないんですかということです。このままだと、100ベクレルを超えるたびに多分マスコミが発表して、みんなが慌てて、それ、どこだどこだということが起こり得ると思うんですけども、やり方の見直しをしてくださるところはどこの機関になるでしょうかということなんですが。

○司会者（消費者庁・岸） このことについて、厚生労働省あるいは農林水産省、回答は可能でしょうか。

○林（厚生労働省） 自主回収を呼びかけた主体がどこなのかというのは、済みません、私、ちょっとよくわからないので、何ともお答えのしようがありません。そこはその現場現場でうまくやっていくということだと思いますけれども。済みません、お答えが十分でないかもわかりませんが。

○司会者（消費者庁・岸） それでは、その男性の方、どうぞ。

○質問者G 市内で米穀店を経営している者なんですけど、うちの店も、今年は東北の秋田のあきたこまちが前年より2割しか売れなかつたりとか、宮城のひとめぼれも前年より5割ぐらいしか売れないという状況で、こちらに来ていらっしゃる方はほんとうに情報収集能力が高くて、適正な判断をされる方が多いと思うんですけど、一般の消費者の方というのは、何となく気持ちが悪いとか、東北だからやめておこうとかという意識で、今年、

24 年産がまた収穫できると思うんですけど、その米を買わないという状況が起きてきて、ほんとうに福島のすぐ近くの、新潟県のほうが福島に近いんだけど、新潟県は東北じゃないよということで、うちなんかもさほど売り上げが変わらないというちょっと変な状況というか、地理的に近い方が売れて、遠い秋田のほうが売れないという変な状況なんですけど、そういうものの対策を農林水産省さんとしてはどういうふうにされるのかというのと、あと、震災以来、米価、お米の価格が 10%、15% ぐらい値上がっているんですけど、それに対して、農林水産省としてどういうような対策をとられていたのかをちょっとお聞きしたいんですけど。

以上です。

○土居下（農林水産省） まず、風評被害のことでありますけれども、まず第一に、こういった場所もそうなんですけれども、私ども、なかなか説明が上手じゃなくて、先ほどの最初のほうの質問でも、いや、今日は東北のものを買おうという気になりませんでしたという話もありまして、厳しいご指摘だなと思ったわけなんですが、なるべく、下手くそかもしれませんが、いろんなところへ出ていって、検査の実態を、そのデータをできるだけ開示して、できるだけご納得いただく、あるいは安心していただくということを進めていくしかないのかなというふうに思っております。

それとあとは、もう一つは、消費者の皆様にこういった席でご説明するというのもそうなんですけれども、また小売の、例えばスーパーマーケットさんとか、そういったところ、あるいは食品産業の方、要は加工品の原料として東北のものが使えないよというようなことにならないように、いろんな場所でちゃんとデータを持って、実際はこうなんですよということをご説明するしかないのかなというふうに思ってございます。

それと、もう一つ、米の値段が上がっていることにつきましては、なかなかそういう米の生産とまさに消費のバランスというところですので、米の生産調整をやっている部署がございますので、そういったところで米の価格を見ながら、今後のいわゆる転作の分量を減らすとか、そういった対策をしていくということになろうかと思っております。

○司会者（消費者庁・岸） よろしいでしょうか。

それでは、その前の女性の方、どうぞ。

○質問者H 主婦です。子どもがおりまして、食品が非常に心配で今日はきました。

先ほどストロンチウムの話が出たんですけれども、セシウム以外の核種が 100 のうち 88 対 12 ぐらいの割合で計算しておられるというような話があったんですけど、お魚は 50、50 というような形だと、一般食品が全部 100 というので何か矛盾が生じるんじゃないかなと思うんですけども、その辺のところと、あと、88 対 12 になる考え方の根拠というのはどういうところなのか、海も一緒なのかどうかということが非常に心配なのでそれをお答えいただきたいのが 1 つと、あと、基準値超えのものは破棄というような記述が資料のほうにありましたけれども、一体どんなふうに破棄されるのか、基準値超えしたものが各市町村でまさか燃やされている、一般ごみとして破棄されて燃やされているなんていうよう

なことがないのかなと思って心配になりました。その辺、どうご指導されているのか、どの程度把握されているのか、よろしくお願ひします。

○司会者（消費者庁・岸） ありがとうございました。

○林（厚生労働省） 1点目のストロンチウムの話ですけれども、ほぼ正確にご理解いただいていると思うのであまりつけ加えることがないんですけれども、計算するときに、より細かく申し上げると、日本人が例えば1日2キロ食物を食べる中で、魚を食べるのが何グラム、それ以外のものを何グラム食べるというような割合がまた別に平均的にはわかりますので、魚の部分の計算のところだけはストロンチウムをたくさん食べているだろうということで積み増して計算をして、そういったことの計算に基づいて平均的なセシウムとストロンチウムの割合を出して、最終的にセシウムの100ベクレルという数字を出しています。

したがって、魚だけの基準を下げるということはしていないんですけれども、全体としては100ベクレルという水準が守られれば、日本人が食べている魚の割合を考慮に入れて、最終的に1年に1ミリシーベルトという水準よりも低い値におさまるということが計算上確認されているということになります。

○司会者（消費者庁・岸） ご質問者の方、まだ何かありますでしょうか。

○質問者H ちょっと私の理解不足だったと思うんですけど、セシウムとその他の物質の計算方法というのは、今回、事故で海とか地上とかに降り注いだり流れたりとかとのものとではなくて、食べることの割合から計算されているということですか。

○林（厚生労働省） その両方の割合を入れています。土の中の濃度でストロンチウムとセシウムがどういうふうに分布しているかということを調べるところから始めています。その上で、それが植物に取り込まれると、あるいは肉に取り込まれるとどうなっていくかということを計算して、それぞれの中で、それぞれの食べ物の中のセシウムとストロンチウムの影響の割合はどうなるかということを計算していっています。魚については、その中で一層の配慮を加えているということになります。

○質問者H 処分のほうの答えはまだいただいていないんですが。

○司会者（消費者庁・岸） そうですね、先ほどのご質問、もう一つのほう、破棄のほうですね。

○土居下（農林水産省） 基準値を超えたものの破棄のほう。

○司会者（消費者庁・岸） 破棄のほう。はい、お願ひします。

○土居下（農林水産省） 一応環境省の仕事になるんですけど、わかっている範囲でご説明しますけど、8,000ベクレルを超えるようなものについては国が指定する環境や放射性のごみとして、普通のごみとは別に隔離をして、きちんと処分をするということをやるんですけど、要は、基準が100ベクレルですので、8,000よりも大分低いところですので、特に制約はなく、普通に普通のごみと一緒に処分するんですけれども、それはさておいて、今ご反応されるように、なかなか現場でもそんな簡単に普通に処分できないよということ

で、ほかの放射性の高いものと一緒に、要は隔離をされて処分の順番を待っているような、そんな状況です。

○質問者H その処分って、どうやって処分するんですか。

○土居下（農林水産省） 焼却です、焼却です。

○司会者（消費者庁・岸） よろしいでしょうか。

それでは、その男性に必ず発言いただきますので、まずその女性の方、ご質問、ご意見をお願いします。

○質問者I 天白区の主婦です。

私も事前に質問に出させていただいたんですけど、原発関係のことの国が出される情報ってはっきり言って最初からうそばっかりで、全然信用していないみたいなところがあるのであれなんですが、今回もすごい安心して食べていただけますみたいな資料なんですけど、結局、ちょっと前に新聞で私が見た数字だと、全体の検査数、食品数からして、検査しているものは1%に満たないみたいなことを見たんですが、その状況で安心しろと言われても、はっきり言って安心なんか全然できないと思います。

あと、風評被害のもとにもなっているのは、やっぱり政府が情報を隠しているということもすごいあると思うんですが、やっぱりもうちょっと検査を細かくして、きちんと国民に公開するという形にしてほしいと思います。今回、地震で被害を受けただけですごい生活が大変になっているのに、まさに原発で仕事を失われた農家のことなんかを考えると、もうとても胸が苦しくなるんですけど、チェルノブイリでは、50メーター升で隣の畑でも濃度が違うということが起きているみたいなので、日本でもやはりそういうぐらいの気持ちできちんと、もう26年もたっているわけですから、技術的にも可能、やる気の問題でできると思うので、そこら辺もよろしくお願ひします。

あと、今回の4月から決められた基準値の話ですけど、私もこの内部被ばくだけで1ミリを使い切るのはとっても納得がいかなくて、なおかつ、一番影響を受けやすい13歳とか高校生ぐらいを対象にしているかと思うんですが、そのうちの、日本の国内事情で輸入物が半分とかいう、そういうざっくり、またそこで半分にされちゃうこととか、うちははっきり言って外国産のものより国産でほとんど生活していますので、国がそういう基準の出し方をすることすらどうかなと思います。

ということで、全体の検査数に対する割合をきちんと教えてください。

○司会者（消費者庁・岸） ありがとうございました。

先ほどの男性の方、この回答の後に。申しわけありません、混乱してしまいますので。まずは答えてからすぐに指名いたします。

○土居下（農林水産省） 検査の数でございますけれども、検査された数は、17都県のものは、私ども農水省の資料の中に総検体数が書いております。これが検査されたものの全てです。全体の数といいますとなかなか、例えば米でしたら17都県で3,217点やりましたということなんですけれども、15ページにお米の、済みません、米のことしか全体が載っ

ていなくて恐縮なんですが、15ページに生産量を載せております。全国で840万トンの生産があります。福島県で35万トンございます。

そういう中で、米、全国ではこれ、17都県ですから、47都道府県で840万トンということなんですけれども、その中の3,217点という数字です。福島県については35万トンの生産量なんですけれども、後ほどやった緊急調査では3万2,755点やってますけれども、それは農家の数から考えると6万6,000の農家のうちの2万3,000戸の検査をしたという、私どもも別に隠しているわけではないんですけども、全部を必ずしもやっているわけではないというのはそのとおりであります。

それが技術的に、あるいは機械の量とかマンパワーとか、そういうものを含めてやり切れないというのも確かなんですけれども、福島の米についてだけは、24年度、いわゆる昨年まで100ベクレルを超えたようなところでは、米については全袋の、全量の検査をすることに今なっておりますが、ほかの品目までは技術的、いろんな要因でまだできていないと。今、やっている検査の機械というのは、済みません、専門的になるんですけども、ゲルマニウム半導体検出器という機械で、これはすり潰さないと検査できないので、米は非破壊で検査できるんですけども、野菜とか果物はそのまま検査できないので、全量検査というのはなかなかできない状況にあるということです。

○林（厚生労働省） そういう状況にあるわけですけれども、先ほどと重ねてのご説明になると思いますけれども、たくさんのものを皆さん、毎日買われます。1個のものを買うとそこの数字が幾つかわからないということはあるとは思うんですけども、たくさんのものを毎日毎日買っていくと、これは大数の法則といってその全体の平均というのは、ほんとうに日本全国で流通している食品の放射性物質の平均に近づいていくわけですね。

たとえ数の少ない割合の検査をしていても、今の放射性物質の検出状況を見る限りは、日本国内での食品が例えば平均50ベクレルを超えていたとか、そういうことはあり得ないです。今、50ベクレルという例を言いましたけど、実際にはそれより桁違いに少ない数字です。そう意味からは皆様が満遍なくいろんな食品を購入していただければ、それを1年食べたときに、今の基準の指標である1ミリシーベルトを超えるというようなことは起きないということは言っていいというふうに思います。

○質問者I そうしたら、福島基準とかつくられるべきなんじゃないかなと思うんですけど。結局検査できない状態にあって、それでちょっとしか検査、ごくごく一部しか検査していないのに、それが安全ですと言っていること自体すごい信じられないんですが、それが検査できないんだとしたら、段階的に検査するという体制を整えていただきたいという意見と、あと、やっぱりその基準が結局、ここは愛知ですけど、福島の方というのは絶対外からも来ていると思うので、その人と同じ基準というのはちょっと私はおかしいと思います。

○林（厚生労働省） 検査の拡充ということについては、日進月歩だとは思います。米の全袋検査ができるようになってきたというのも、それは米の袋の大きさが大体みんな同じ

なので、それに合わせたような機械をつくれば短時間で検査ができるというようなことで、技術が進んできているということです。

これはどうしても微量の放射性物質なので、そこから放射線が出てくるのを待たないと検査ができないので、それは一定の時間というのを要するのは仕方がないんですけども、それでも技術が進めばよく改善する部分と、あるいは検査の機器が増えれば改善する部分というのはあると思いますから、そこはそういったものを取り入れていくという努力は必要だというふうに思います。

○司会者（消費者庁・岸） ありがとうございました。時間が押していますので、ご意見として承らせていただきます。

先ほどの男性の方、どうぞ。

○質問者J じゃ、順番をいただきましたので。

まず最初に、今日、食品安全委員会から配付された資料の9ページ、10ページ、これ、タイトルが抜けていますので、本来は司会者の方がこういう会場でおわびがあっしゃるべきだと思います。ちなみに9ページは、「通常の食品に含まれる放射性物質（カリウム40）」というタイトルがホームページにはちゃんと印刷されています。

ちなみに私は、豊橋から参りました。

農林水産省の担当官にお尋ねします。

本日ご配布いただいた資料の最終ページ、35ページというタイトルが打ってありますが、松川港、松川浦漁港だということをここでは申し上げていいと思うんですが、ここで水揚げされたこの3種類の水産物の検査結果は、農林水産省並びに厚生労働省のどのページを見ればこの検査結果が記載されていますか。

それから、その記載結果を実は私は承知しておりますが、全て不検出という表示になっています。全て不検出という表示は、厚生労働省の昨年の9月30日の課長通達によりましても、及び農林水産省、厚生労働省が本年度の4月になって各都道府県に指示をした検出下限値を表記してという書き方と相反するんですが、こういうことを放置すると私たち消費者の不信感をすごく増すんです。

以上2点、お答えいただきたいと思います。

○司会者（消費者庁・岸） ありがとうございました。

まず、食品安全委員会の資料の件ですが、皆様もタイトルがついていないでしょうか。私のいただいているのはたまたまついていたのかもしれません、もし不備があるとしましたらおわびいたします。

それから、農林水産省に対するご意見、ご質問ですが、お願いします。

○土居下（農林水産省） ご指摘をいただきました点でございます。ホームページのどこどこと、今、済みません、詳しくはすぐに申し上げられないんですが、水産庁のホームページのどこかの放射性物質調査の結果を載せているところに載せておるとは思っておるんですけども。

○質問者J 言いかえて申しわけありませんが、本日、ただいま現在は、農林水産省並びに水産庁のページには載っておりません。私は今朝、確認をしてここへまいりました。

○土居下（農林水産省） 済みません、詳しく承知しておりませんで申しわけございません。

○司会者（消費者庁・岸） それでは、大変申しわけないです、時間が押しています。もう予定の時間を若干過ぎていますが、最後にご質問、ある方。

○質問者J 済みません、厚生労働省から回答をいただいておりません。

○林（厚生労働省） 済みません、検査データは毎日公表しておりますので、載せているつもりなんですけれども、個別のデータがどこにあるのかというのは今お答えできないので。

○質問者J いや、個別のデータではなくて、末端で発表するときに、ただ単に放射性物質は検出されませんでしたという報告並びに報道は、これは大変誤解を招くのではないかと、私はこの質問については既に予告質問書を出して、今日、回答を待っていたんですね。ところが、全く触れられなかつたのでお尋ねをしておるわけです。

○林（厚生労働省） 今おっしゃるとおりでして、より正確には下限値以下であるということ、そして、その下限が幾つということを記載していくことが望ましいというふうに考えています。

○司会者（消費者庁・岸） それでは、最後の質問に行きたいと思いますが、今挙げている方の全員に発言の機会を与えたいと思いますので、皆さん、手短に、ごくごく簡単に、1人ずつお答えください。順番にどうぞ。

まず、挙げていただきたいです。その前の方からどうぞ。

○質問者K 私はもと、愛知県の衛生研究所というところで環境放射能をはかっていました。

とりあえず、私は低線量の被ばくに関してはまだわかっていないくて、十分にこれから検討すべきことだと思っているので、厚労省の林さんのお言葉は少しひつかかりました。確信を持って、いろんな疫学調査をしても影響が出てこないんじゃないかなというようなことをおっしゃられたのは、その意見は受け取れません。

その低線量被ばくということがまだわかっていないというスタンスに立って、食品安全委員会でしたつけ、久保さんに質問なんですが、ICRPは、今のスタンスでいけば合理的に達成可能な限りレベルを下げるというふうに言っておられます。食品安全委員会はリスク評価をしなきやいけないところですので、私としては、科学的にまだ証明されていないことに対して、わかっていないことに対しては、やっぱり1992年のリオサミットの予防原則ということをきちっと念頭に置いた評価というのをしていただかないと、将来的に日本というか、国民の健康を放射能の被ばくから守るというか、健康を守るというところからではしっかりとした評価ができないんじゃないかなと思ってるので、その辺のスタンスをしっかり伺っておきたいと思います。

○司会者（消費者庁・岸） ありがとうございました。

ほかにも質問者の方がいらっしゃいましたので、続けて質問がある方、お願ひします。後ろのほうの方です。

○質問者L 一宮生活協同組合の者です。

今日、ここに来るのに当たっていろんな質問をしようと思って考えてきましたが、最終的に、私が一番、前におみえになる皆様にお願いしたいのは、私たちはすごいたくさんの情報を持ってしました。いろんな本も読みます、この事件、こういうことがあります。

でも、私たちは、自分たちの子どもを守らなきやいけない義務があります。その子どもたちのためにも、ほんとうに私たちが安心して信じられることができるような方向を示すのには、どれくらい私たちは待たなきやいけないでしょうか。いろいろ質問を皆さんにされた中ですごくそれを一番考えましたので、それを、どんなふうにこれからの方を考えてみえるかというのをちょっとお聞きしたいなと思っています。

○司会者（消費者庁・岸） ありがとうございました。

ほかに先ほどから挙げられている方は。そこの後ろの方です。

○質問者M 愛知県で栄養士養成施設で教育を担当しております。

大体こういう場合に来られる方というのは、ごくごく限られた年代の方、それから、こういうのに関心のある方が集うので、当然意見が偏るのはもうしようがないと思うんですけども、農水省、それから厚生労働省の方に特にお伺いしたいのですが、文部科学省と連携して、食育という形でずっと食に関する教育に力を入れてきていると思いますが、今後の被ばくのことを考えて、子どもに対する教育、特に放射線に関して我々の世代、特に理科教育が随分欠けていて、教える側のほうも不十分だと思いますけれども、今後の教育についてどのように考えているのか、食品の面もそうですけれども、科学的な面のところも含めてどのように考えているのか、ご意見を聞きたいなというふうに思っておりました。

○司会者（消費者庁・岸） ありがとうございました。

ほかにご質問がある方。

○質問者N 愛知県岡崎市から來ました。

学校給食の放射能検査について今、岡崎市と話をしているんですけど、岡崎市では、シンチレーション式サーベイメーターを使って学校給食を検査しているんですよ。このサーベイメーターではカリウムをセシウムと区別できないんですけど、自分は今、岡崎市の保健所といろいろ話し合っていて、食品中にはカリウムが多く含まれる食品が多数ある。その食品に関しては、このサーベイメーターではスクリーニング検査ができないと思っているんですけど、その辺について、国としてどういうふうに指導しているのか、教えてください。

○司会者（消費者庁・岸） ありがとうございました。

ほかにご質問のあった方。

どうぞ、後ろのほうの方です。

○質問者O 乳児用の食品について質問したいんですけども、資料に出てくる乳児用の食品の中で、粉ミルクというのが一番量的には問題かと思うんですけども、粉ミルクは、日本の場合はほとんどが輸入の全粉乳を使われていて、一部北海道の粉乳がまぜられる状態であるので、この50ベクレルというのは非常に高い、実際にはゼロベクレルでも流通可能な食品かと思うんですけども、これがなぜ50ベクレルという高い数値に設定されなければならぬかということが1点と、乳児用の食品でいえば、母乳というのが一番大きくて問題なんですけども、母乳というのが完全に今回の基準だとか、その後のいろんな注意勧告なんかからも欠落しているかと思うんですね。

母乳の放射能の移行についてはICRPでも全く調べられていないくて、昨年、ICRPが母乳への放射能物質の移行について、何か機会があれば研究すべきという通達が出ていて、去年の、要するに震災前の1月に、日本でもICRPの検討会が開かれて、我が国でもそういう事態が起った場合は研究すべきだということで、母乳への移行については国際的に何ら見解というのがないんですけども、今回、母乳というのが全く基準値の中にも含まれていなくて、もう完全に乳児に対しては見殺しの基準ではないかというふうに思うんですけども、これについてご説明いただきたいと思います。

○司会者（消費者庁・岸） ありがとうございました。

ほかにいらっしゃいませんね。

いらっしゃいますか。どうぞ。

○質問者P サンビシの者です。

放射性物質の検査方法って2種類、今、挙がっていますけど、これの精度って違いはないですかね。

あと、大豆の9カ月経過を見るというところのその下に参考として、加工品で上記以外の食品で500ベクレルって書いてあるんですけど、「Q&A」のほうで100ベクレルと書いてあるんですけど、どちらなんですかね。

○司会者（消費者庁・岸） ありがとうございました。

もういらっしゃいませんね。それでは、以上でご質問受け付けを終了させていただきます。たくさんいただきましてありがとうございました。

たくさんありますので順次答えていきたいと思いますが、最初、低線量被ばくについてご質問、ご意見がありました。厚労省と食品安全委員会に回答を求めていました。

それから、情報がたくさんあり過ぎて、これからの方針性がわからないというご意見がありました。

続きまして、農林水産省と厚生労働省に対して、理科教育、今後の教育についてどういうことを考えているかというご質問がありました。

それから、岡崎市の学校給食に関連している方から、国としてどのような指導をしているかということですね、検査につきまして。

それから、乳児用食品についてのご意見、ご質問がありまして、なぜ粉ミルクが 50 ベクレルなのか、もう少し低くならないのか、実際はゼロベクレルが可能ではないかということと、母乳の場合、母乳は基準値にもないですが、心配であるということで放射能の移行はないのかというご質問、ご意見でした。

それから、最後の方が、検査方法に 2 種類ありますと、精度に違いがあるのかということと、大豆の経過措置についてのご質問でした。

以上、続けて手短にお答えいただけますでしょうか。

○久保（食品安全委員会） まずは第 1 間の質問につきまして、食品安全委員会からお答えします。低レベル放射線の健康影響についてはまだわからない点があるので、限りなく、できるだけ厳しい考え方でやるべきだというお話だと思います。

私どもは使命として、科学的な、わかる範囲のものをちゃんと報告するということが使命づけられています。それ以下の部分につきましては、いろんな要因で、予防原則というお話もございましたけれども、基本的には予防原則というのは、社会環境、経済環境、いろんな管理、実質上の現場のものを踏んで、予防原則に基づいて厳しくするなり緩くするなりということをやれというのが原則だというふうに聞いてございますので、そこはどちらかというと、管理側の裁量の中で予防原則をどれぐらいに持っていくかということをお考えいただきたいというふうに今考えております。

2 項目で、ほんとうに皆さん、ご心配されていると思います。どれぐらい待てばいいかということでございますけれども、実は放射線に対する人体の影響というのは、広島、長崎、60 年以上前からスタートして、それだけの年月を通じていろんな知見がわかってきていている。わからない点もまだあるんですけれどもわかってきておりますし、チェルノブイリの話ももう 26 年前の話で、大体どういう状況になっているのかというのも明らかになってきております。そのことを、見解を踏まえて、今の私どもの報告、生涯 100 ミリというふうな考え方をお示ししております。

ちなみに厚労省のご説明されている被ばく、今の食生活に関して被ばくの実態はどれぐらい、年間どれぐらい被ばくしているかという数値がありましたけれども、福島の食生活においても、年間 0.02 ミリシーベルトという、相当するというふうに言われています。これは厚労省だけではなく、ほかの京大とか日生協さんとか京大とか、同じような調査をしておりますけれども、それほどかけ離れた数字は出ておりません。

私どもの 100 ミリシーベルトを 1 つのバケツに考えますと、年間 0.02 ミリシーベルト、バケツに 1 杯かかるのに 5,000 年かかります。5,000 年かかります。5,000 年かかってようやくそれぐらい累積するというのが今の食品の放射線の汚染のレベルだということをまず念頭に置いていただいて、それが危険なのかと、リスクが非常に高い状態なのかということを冷静にご判断していただきたいなというふうに私どもは希望しています。

質問者K 今の 5,000 年は何ですか。要するに、疫学調査で 1 ミリシーベルトをきちっと評価するためには、例えば 6,500 万人ぐらいの疫学調査をしなきゃいけないというのな

らわかるんですけど。5,000年がわからない。

○久保（食品安全委員会） 済みません。広島、長崎のデータはその条件がクリアされております。そのデータをもとにして、生涯追加で100ミリシーベルトという数字を出させていただきました。今の我々の食品由来の被ばくの現状のデータが年間0.02ミリシーベルトと、それに積み上るのは約5,000年かかるということです。子どもさんが10倍リスクが高いといつても500年かかる。

質問者K 10倍高いんですよ。

○久保（食品安全委員会） 100倍でも50年かかりますけれども、セシウム137の半減期は30年ですから、その経過の中でどんどん影響力は失われてくるという考え方を……。

○質問者K あなた、父親ですか。

○久保（食品安全委員会） 父親です。5人の子どもがいます。

○質問者K だったら、じゃ、基準値なんか設けなくてもいいじゃないですか。必要ないでしょう。

○久保（食品安全委員会） それは私どもが考えることではございません。これは科学的に数字から見ると、そういうふうに判断せざるを得ないということを示しています。

○質問者K じゃ、心配がないということをきちんと皆さんに言えばいいじゃない。じゃ、心配がないわけでしょう。

○久保（食品安全委員会） 心配か心配でないかというのは皆様の受け取り方によりますので。それは今お示ししたように、数字で私どもはお示しましたので、それは受けとめる側の考え方だと思います。納得されていないということですが、心配だというお考えなので、それを心配ないという押しつけをしているわけではございません。

○司会者（消費者庁・岸） 納得されていない方もいらっしゃるようですが、申しわけないですが、時間がかなり過ぎておりますので、このお話はここで終わらせていただきます。

次のご意見、ご質問についてお願ひします。

○林（厚生労働省） 今のところで、私のほうにもご意見がありましたのでお話をしますが、私の申し上げた表現は今わかっているデータの範囲から申し上げているので、もちろんもっとむちゃくちゃ大きい、大規模な疫学調査をやればわかるかもしれないというようなご指摘がありましたけれども、それはおっしゃるとおりだというふうに思います。

ただ、何度もお話ししているように、今の出ている放射性物質のレベルというのは、数字は誰がはからってもこれぐらいですね。数十年前に核実験が盛んに行われていたころに食べていたセシウムの量とそんなに変わらない量なんです。全くリスクはゼロですということを申し上げているわけではないけれども、じゃ、そのときにどのくらい心配したらいいのかというのは、今日のデータなんかも聞いていただきながら、皆さんでご判断いただきたいというふうに思います。

それから、教育については、これは大事なことだというふうに思います。文部科学省もしっかり考えてくれていると思いますし、私どもはそこにこういうふうにやっていってほ

しいというようなことをお願いしていく立場ですけれども、これから教育のあり方としても、しっかりと文部科学省と連携していけるように頑張っていきたいというふうに思います。

学校給食の放射能の検査は、申しわけありません、所管しているわけではないので、なかなかしっかりとお答えができないんですけども、ご指摘の点、サーベイメーターではセシウムの量がわからないではないかというご指摘はごもっともだというふうに思います。その市で、より正確な検査をするためにはどうしていったらいいのかということは市でおわかりだと思いますので、そういった方向になっていくといいなというふうに思います。

それから、食品の中でゼロが可能なものはもっと基準値を下げればいいではないかというご指摘がございました。もちろんゼロが可能なものは実際がゼロになっていくわけですので、そういう意味で、今の基準値だからご心配が大きくなるということではないんだというふうには思いますけれども、やはりある程度わかりやすいまとまりを持った基準、一般食品であれば一律の基準にするというようなことでやっていくことの合理性もあるというふうに思っておりますので、そういった観点からカテゴリーごとに 100 とか 50 とか、そういう形で決めさせていただいている。

母乳への移行については、これはご紹介するという観点ですけれども、放射線医学研究所のホームページにも QA が出ていまして、お母さんが食べたものよりは母乳への移行というのは濃度が薄くなるというようなことも出ておりましたけれども、そういったことの観点からも、お母さんの食べるものをしっかりと管理していくことで、管理していくかなきやいけないんだろうというふうに思います。

それから、検査法、2種類の検査法があります。それで、スクリーニングの検査、資料の中では②と書いてあるほうの検査ですけれども、こちらのほうが精度が低い検査です。時間は短いですけれども精度が低い検査ですので、正確な数字はわからないけれども、基準値を超えている可能性があるかどうかということはわかる検査です。したがって、そちらの検査法を使って、短時間に多くの検体を検査して、危ないもの、怪しいものは正確な検査をするというような形で検査をしていただいているということです。

○土居下（農林水産省） 食育の話で、農水省はどう考えているのかというご質問がございましたので申し上げますと、やはり放射性物質と農業ということになれば、東日本では、もう臭いものにふたをしようとしてもなかなかそういうわけにはいかない、これからつき合っていかなければいけない問題だというふうに思います。そういったことを考えますと、食育の中でもやっぱり科学的に正しいことを、子どもたちにわかりやすくしていくための工夫をやっていかなければならないんだろうなというふうに思います。

それと、もう一つ思いますが、こういった場で肌身でひしひしと感じるんですけれども、やはり皆様方の政府への信頼感というのがないということがございますので、教育の場で、そういった子どもに何か農水省からの教材でこんなことが書いてあるけれども、そ

んなものは信用しなくてもいいわよというふうに言われないように、一日も早くそういうことになるように頑張っていきたいなというふうに思います。

私からは以上です。

○司会者（消費者庁・岸） 大豆に関する経過措置のご質問について、まだお答えがなかったかと思います。

○林（厚生労働省） 大豆は、経過措置期間中は暫定規制値の 500 が適用はされています。そして、それが終われば 100 になるということです。ただ、実態について、500 のものがたくさん流通しているということではないということは、先ほど、農水省のほうからご説明があったとおりです。

最後なので、私も今日来て、皆様方が非常にご関心が高い問題であること、改めて感じましたし、私どもも一層一生懸命やっていかなきやいけないなというふうに思いました。ただ、とても皆さんに率直にお話しいただいて、意見交換になっていないというお叱りが最初ありましたけれども、非常に有意義な、私たちにとっても勉強になる意見交換ができたんじゃないかなというふうに考えております。ほんとうにありがとうございました。

○司会者（消費者庁・岸） 回答に漏れがある方、いらっしゃいますでしょうか。

そうではなくて、今まで質問を受け付けた中で……。

○質問者Q 食品安全委員会というのはどういう組織で、どうやってメンバーを選ばれて。

○司会者（消費者庁・岸） それにつきましては、時間が大幅に過ぎていますので。個人的に後ほど質問なさっていただけませんでしょうか。ちょっと申しわけないです。

○質問者Q 紹介が不十分です。

○司会者（消費者庁・岸） それを話し出しますと結構時間がかかりますよ。

○質問者Q さっきの回答でよくわかりません。わからなかつた。

○司会者（消費者庁・岸） それでは、ごく簡単にお願いします。

○久保（食品安全委員会） 食品安全委員会は、食品安全基本法に基づいて定められた内閣府に属する独立した委員会でございます。

その委員の構成は科学者が 7 名おりまして、国会で承認されます。その科学者の専門は、いろんなジャンルがありますから、各ジャンルからの専門家を集めたものが委員となっております。

そこでやるのは、食品の食品健康影響評価と言われるもので、食品に含まれているリスクが体にどれぐらい影響を及ぼすかということを数字であらわして、その結果を厚労省なり農林水産省にお伝えし、それをベースにしていろんな基準値とか規制値がつくられるというような専門的な役目を行う組織ということになっております。

○質問者O 濟みません、母乳についての質問でお答えいただいているので、私の質問は、母乳を与えていた女性は食品摂取のときに注意が必要って今日初めて聞きましたけれども、そういう注意喚起は一切してこられなかつたし、この基準の中にも盛り込まれていない。ましてや乳児用の食品の基準が大人の半分という、一般の半分というすごく乱暴な

やり方で、先ほど 10 倍影響があるというふうにおっしゃったので、もし 10 倍だとしたら 10 分の 1 であるべきではないかと思うんですけれども、なぜそれが盛り込まれなかつたのかという質問です。

○司会者（消費者庁・岸） ありがとうございました。

それでは、母乳についてのご質問なんですが。

○林（厚生労働省） 濟みません、ちょっとお答えが十分でないかもわかりませんけれども、お母さんが食べる食品というのはきちんと管理がされて基準値以下のものになっているわけですから、母乳で濃縮されるということがあればもちろん問題なわけですけれども、お母さんが食べる食品の放射性物質が少なければ、母乳も少なくなるということでお考えいただければというふうに思います。

○質問者O 注意喚起をなぜしないかといっているんですけど、最初からそうですね、安心して飲ませてくださいという、被災地で、水で非常に高い汚染があったときも、粉ミルクを溶く水に関してはペットボトルとか供給されたんですけども、母乳を与えているお母さんに水を気をつけろというあれば出ませんでしたよね。そういう母乳に対して欠落している部分について聞いているんですけども。どういう考え方なのかということを聞いているんですけども、気をつけなければならないみたいな言い方、初めて聞きましたけど、今。

○林（厚生労働省） 濟みません、気をつけなくてはいけないというふうに申し上げたというのが誤解されているのかもわかりません。気をつけなくてはならないというふうに申し上げたわけではなくて、全ての年代、いろんな方々に配慮をして基準値を設定している中で対応しているということでございます。

○質問者O 母乳に対するあれがなぜ欠けているのかという、欠落しているのかということもお答えください、この基準の中に。

○司会者（消費者庁・岸） 質問の方は、恐れ入りますがマイクを使っていただけますでしょうか。

○林（厚生労働省） ご質問は母乳についての基準値がないということ、あるいは注意喚起をしていないというふうにおっしゃっている、そういうご指摘であるわけでございますけれども、これは当初から、現在の食品の放射性物質の状況からそれで母乳を飲んで大丈夫かというようなことについて、小児学会を含め、いろんなところから大丈夫だろうというようなことでお話がされているところです。

当初と比べても、今、放射性物質の実際の状況、非常に低下している状況にありますので、また、母乳の検査なんかも厚生労働省の研究機関などで、幾つかやったりしていますけれども、そういった調査から見ても、母乳に今、何か特段な注意をしなきゃいけないというような状況にはないと考えられております。

○司会者（消費者庁・岸） それでは、十分ご納得いただける回答ではなかった部分もありましたかもしれません、予定しておりました時間を大幅に過ぎておりますので、こ

れで意見交換会を終了したいと思います。

皆様、熱心なご議論をありがとうございました。時間の都合上、ご発言いただけなかつた方、十分意見を言えなかつた方、大変申し訳ありませんでした。本日はありがとうございました。